

宮代町
一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(案)

平成28年7月

宮 代 町

目 次

第 1 章 計画の基本的事項	1
1. 計画の目的	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の目標年度	2
第 2 章 ごみ処理に係る課題	3
1. ごみ排出に関する課題	3
2. 資源化・減量化に関する課題	7
3. ごみの収集・運搬に関する課題	10
4. ごみの処理・処分に関する課題	12
第 3 章 ごみ処理量の予測	17
1. 将来人口の設定	17
2. ごみ処理量の予測	17
3. ごみ処理量の予測結果	18
第 4 章 ごみ処理基本計画	20
1. 基本理念	20
2. 基本方針	21
3. 将来目標	22
4. 施策体系図	26
5. ごみの減量化と資源化の推進のための施策	27
5－1. 減量化・資源化計画	27
6. 環境への負荷を抑えた適正なごみ処理事業の推進のための施策	38
6－1. 収集・運搬計画	38
6－2. 処理・処分計画	41
6－3. その他の計画等	43
6－4. その他の取り組み	44
7. 計画のスケジュール	45
8. 計画の推進と進行管理	47
8－1. 計画の推進体制	47
8－2. 計画の進行管理	48
用 語 説 明	49

第1章 計画の基本的事項

1. 計画の目的

宮代町（以下「本町」という。）は現在久喜市とともに久喜宮代衛生組合（以下「組合」という。）を設立し、久喜宮代清掃センターにおいて、ごみの共同処理を行っています。

久喜市では、今後新たにごみ処理施設を建設する計画であり、これに伴い新施設稼働後に組合は解散し、本町のごみ処理は久喜市に事務委託することになります。

このようにごみ処理体制が大きく変化し、また本町が最終処分場を有していないこと等を踏まえ、今後は町独自の減量化・資源化施策をより一層推進する必要があります。

今回策定する「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」は、長期的・総合的な視点に立った一般廃棄物処理のあり方を示すとともに、地域における循環型社会を形成することを目的とするものです。

2. 計画の位置づけ

「宮代町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、一般廃棄物の処理における計画事項を具体化するための施策方針を示すものであり、本町の一般廃棄物行政における最上位の計画に位置づけられます。

また、本計画は、「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」ならびに「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、リサイクル関連の法律等の上位関係法令に配慮して策定するものであり、一般廃棄物のうち「ごみ」を対象とし、本町のごみ処理の実態を明らかにし、問題点の把握を行った上で、将来ごみ処理の方向づけを行うものであります。なお、計画の策定に際しては、ごみの発生抑制及びごみの排出から最終処分に至るまでの適正処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものであり、年度ごとに定める一般廃棄物処理実施計画等の上位計画となります。

一般廃棄物処理（ごみ）基本計画の策定主体は宮代町です。実施計画の策定主体について新たなごみ処理施設稼働までの間は組合、稼働後は宮代町とします。

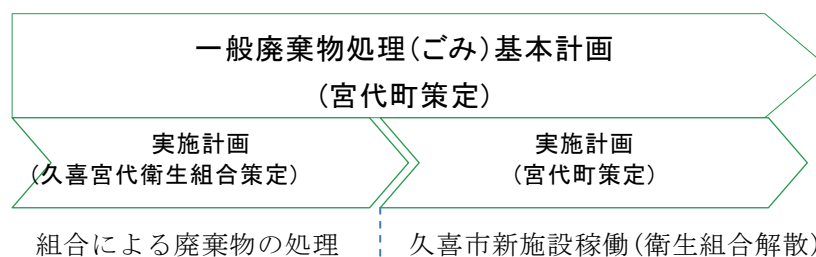
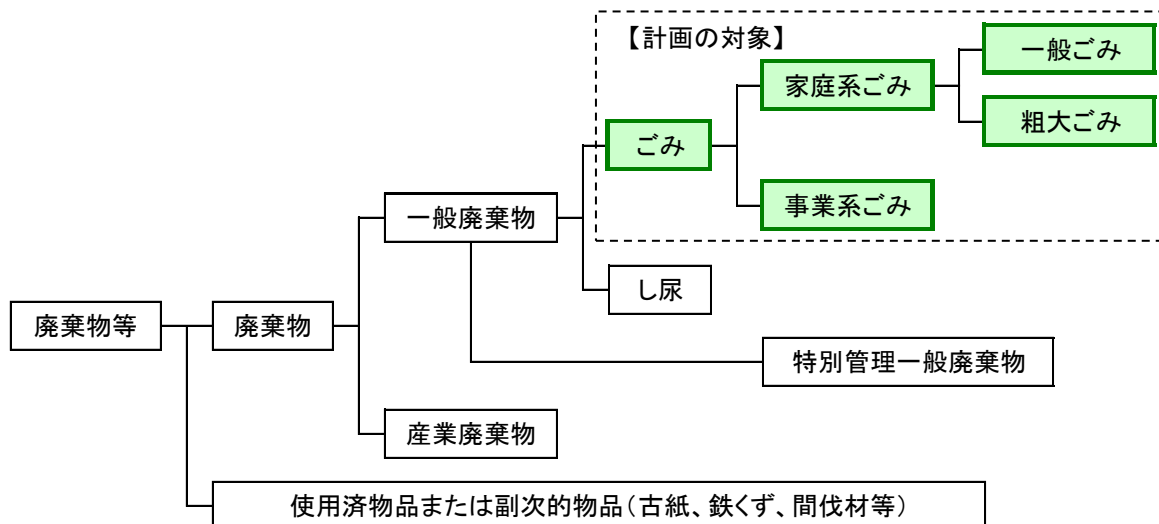


図 1-1-1 計画の策定主体



注．循環型社会形成推進基本法で定める「廃棄物等」の内訳を示します。

図 1-2-1 本計画の処理対象物

3. 計画の目標年度

計画期間は、平成 29 年度を初年度、平成 44 年度を目標年度とする 15 年間とします。

なお、本計画は、初年度から概ね 5 年後、又は制度の改正や廃棄物処理を取り巻く情勢が変化した場合などに、本計画で掲げた数値目標や施策等についての達成度や各々の取り組みの進捗状況を踏まえた上で見直しを行うものとします。

また、計画の推進を図るため、適宜その状況を把握するとともに、効果などについても定期的に検討し、必要に応じ新たな対応を講じていくものとします。



図 1-3-1 計画期間と目標年度

第2章 ごみ処理に係る課題

1. ごみ排出に関する課題

(1) ごみの排出抑制の推進

ごみ総排出量及び原単位（1人1日当たりのごみ総排出量）は平成18年度をピークに減少傾向で推移しています。埋立ゼロを目指し、今後のごみの排出抑制に努める必要があります。

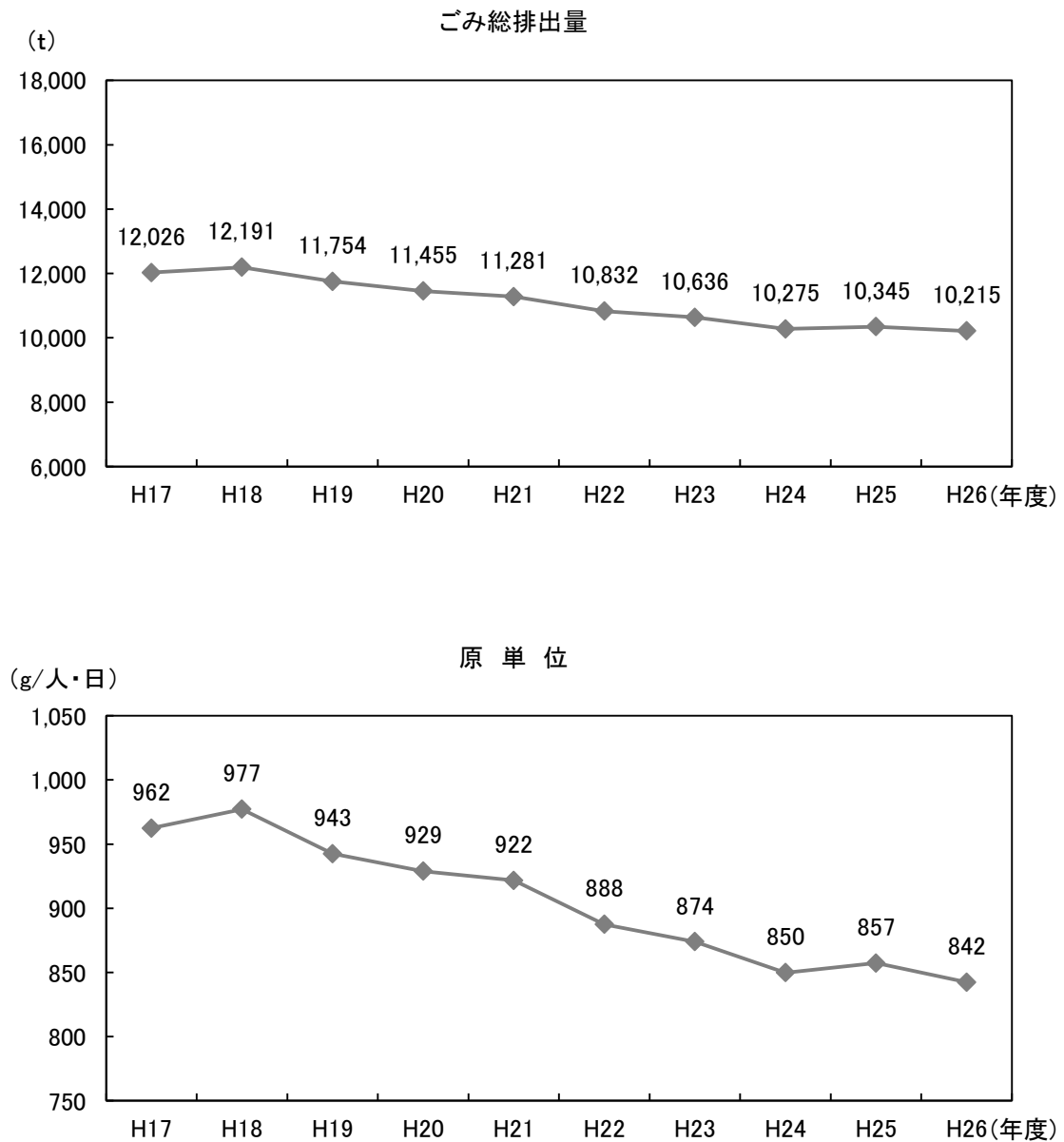


図 2-1-1 ごみ総排出量と原単位の推移

(2) 家庭系ごみの減量

平成 26 年度の 1 人 1 日当りの排出量は、本町 842 g/人日、全国平均値 947g/人日、埼玉県平均値が 897g/人日となっており、本町の 1 人 1 日当りの排出量が最も低い値となっています。なお、家庭系ごみの 1 人 1 日当りの排出量は全国平均値、埼玉県平均値を上回っています。

家庭系ごみの減量化に向けて、ごみの発生抑制策を推進する必要があります。

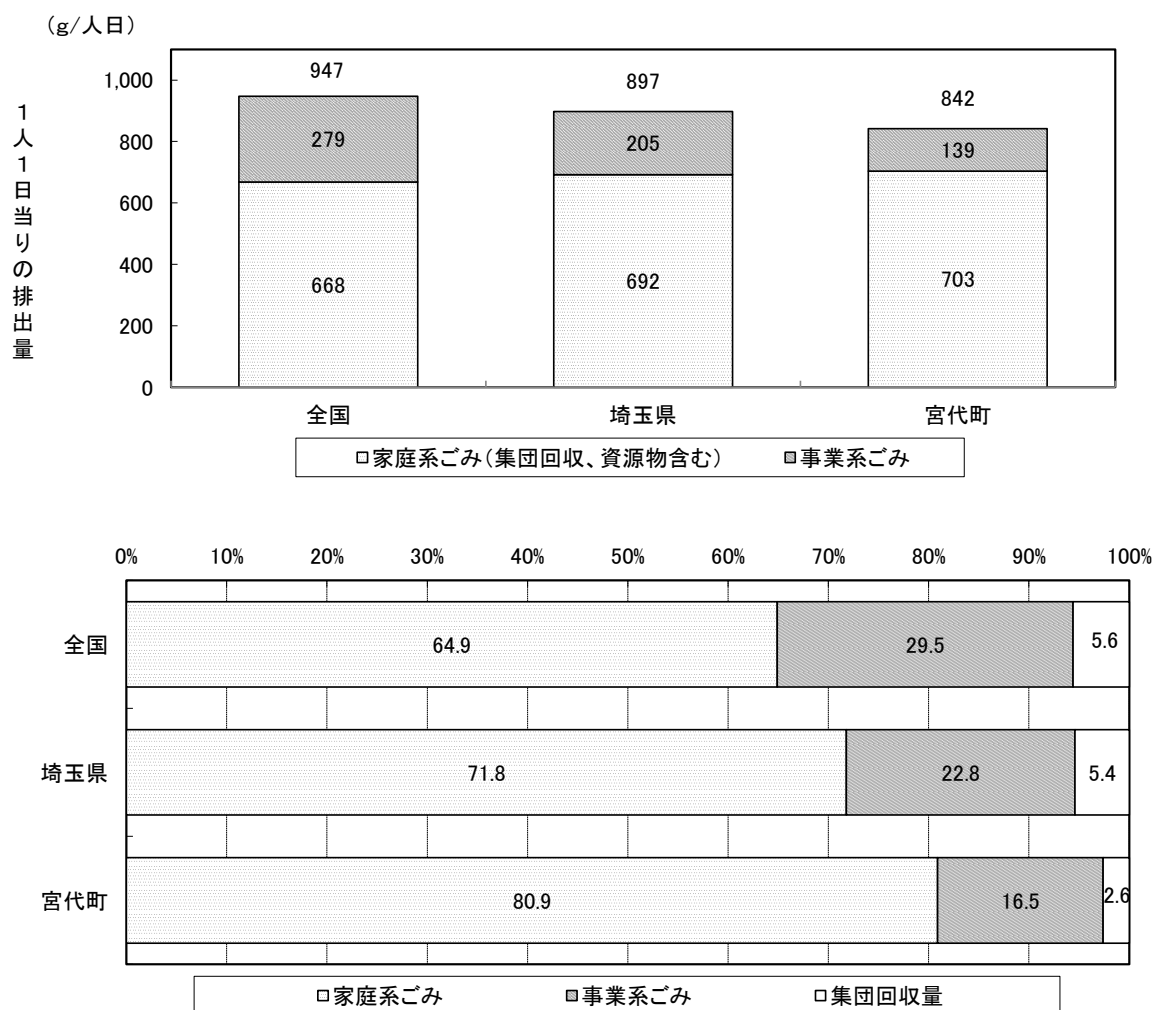
(3) 事業系ごみの減量

事業系ごみは、町内で発生するごみの 17%を占め、全国平均値に対して 13%、埼玉県平均値に対して 6%低い割合を示しています。

家庭系ごみが減少傾向を示す一方で、事業系ごみは増加傾向を示しています。

ごみ総排出量を削減するためには、事業系ごみについても減量に努める必要があります。

このため、事業系ごみの排出実態を正しく把握し、効果的な発生抑制策を推進する必要があります。



※全国及び埼玉県は、環境省廃棄物処理実態調査（平成 26 年度）

図 2-1-2 ごみ総排出量の構成比

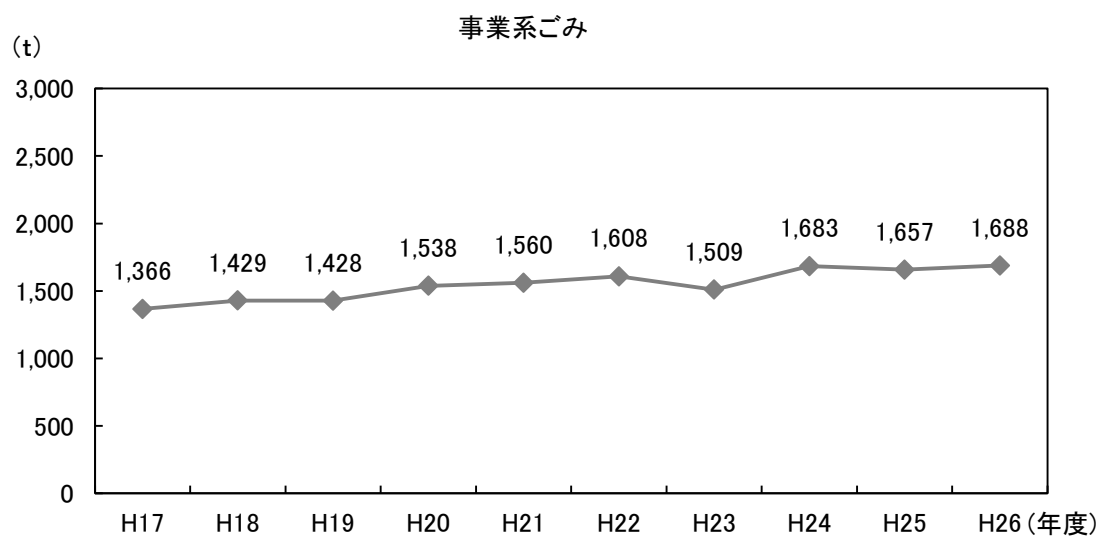
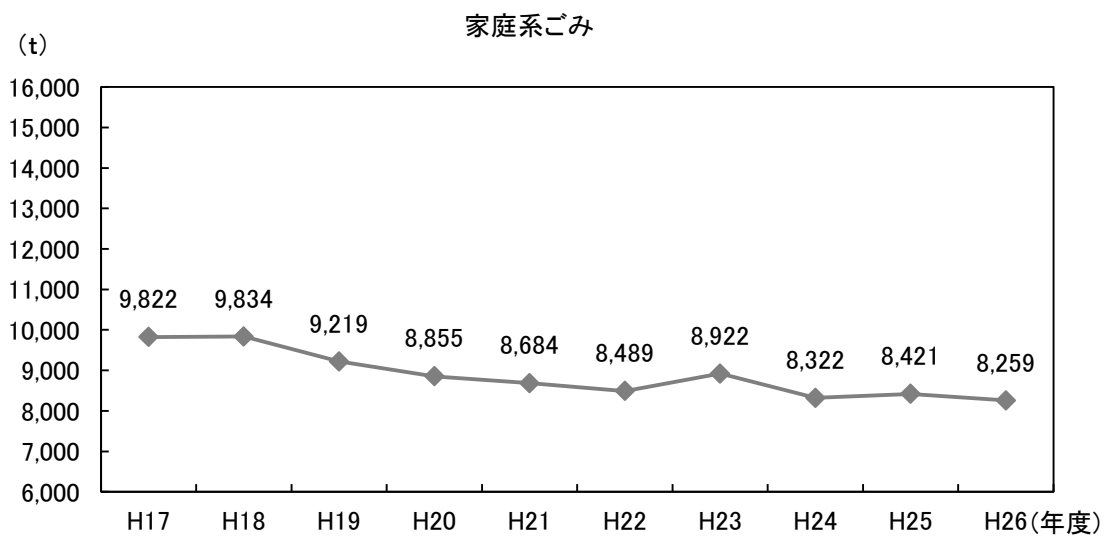


図 2-1-3 家庭系ごみ、事業系ごみ排出量の推移

(4) ごみ分別区分等の徹底

本町では表 2-1-1 のとおり、ごみを資源物、有害ごみ、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみの 5 種に大別し、さらに、資源物と有害ごみに関しては品目を細かく分けて排出することになっています。

資源物については資源化しやすい品質を保持し、ごみについては安全かつ効率的に処理するために、排出に際しては、排出ルールや排出容器を詳細に定めています。

ごみの適正処理、資源化を推進する上では、家庭や事業所において定められた排出方法に従い排出するよう、周知徹底していく必要があります。

表 2-1-1 ごみの分別区分

分別区分	品目	排出容器
資源物	飲食用ビン	透明・無色半透明袋 (混合)
	飲食用の缶	
	飲食用ペットボトル	
	新聞	ひもで縛る
	雑誌、ざつがみ	ひもで縛る
	段ボール	ひもで縛る
	飲料用紙パック	ひもで縛る
	布・衣類	ひもで縛る
	資源プラスチック類 プラスチック製容器包装含む	透明・無色半透明袋 (混合)
	生ごみ(堆肥化推進地区のみ)	専用袋
有害ごみ	蛍光管	透明・無色半透明袋
	水銀式体温計、水銀式血圧計	透明・無色半透明袋
	乾電池、充電電池	透明・無色半透明袋
	スプレー缶、ガスボンベ	透明・無色半透明袋
	ライター	透明・無色半透明袋
燃やせるごみ	燃やせるごみ	指定袋
燃やせないごみ	燃やせないごみ	指定袋
粗大ごみ	粗大ごみ	—

2. 資源化・減量化に関する課題

(1) ごみ分別の徹底

ごみの内訳をみると、燃やせるごみが最も多く 60.7%、次いで紙類・衣類が 16.4%、資源プラスチック類が 10.1%となっています。町民の努力により資源物（生ごみ、びん、缶、ペットボトル、紙類、布類、資源プラ類）の分別量の合計は 34.8%となっています。

一方で燃やせるごみの分析結果では、資源物として回収している紙類・衣類、資源プラスチック類、容器包装プラスチック類、生ごみ等が多く含まれています。

ごみの資源化・減量化の他、処理時の安全確保と処理施設の事故防止のためにも、ごみ分別の徹底が必要です。特に資源物については、分別徹底により異物の混入を防ぎ、資源としての品質向上を図る必要があります。

また、資源プラスチック類、プラスチック製容器包装、ざつがみなどは、他の資源物と比べて十分に分別されていない可能性があるため、資源物の分別排出に向けた意識啓発やごみ出し指導等が必要です。

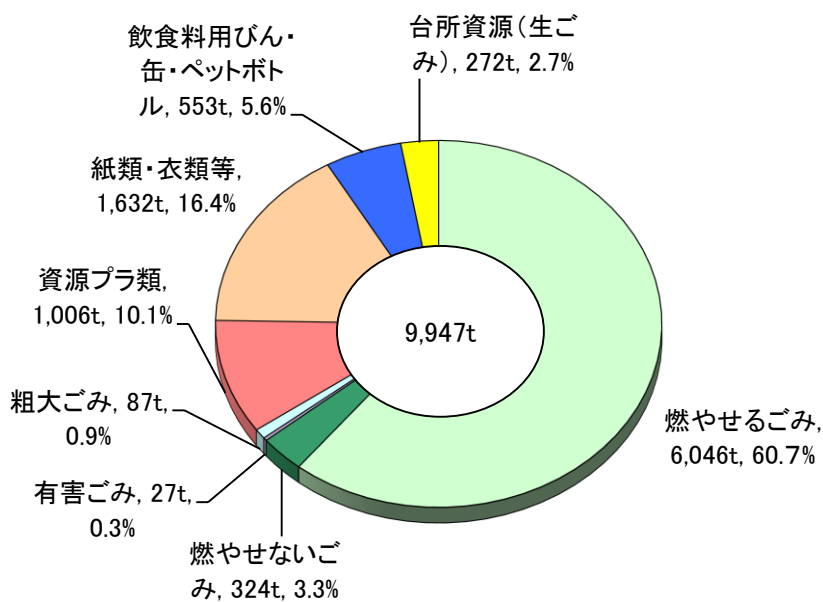


図 2-2-1 ごみ排出量の内訳（平成 26 年度実績）

(2) 紙類の分別徹底

近年、資源物として指定された紙類・衣類等の収集量が減少傾向にあります。

一方で、燃やせるごみの組成調査の結果では、家庭系ごみの燃やせるごみに資源化できる紙類がかなり混入しているケースがあります。

このため、資源化できる紙類の排出実態の把握と分別徹底に向けた呼びかけが必要です。

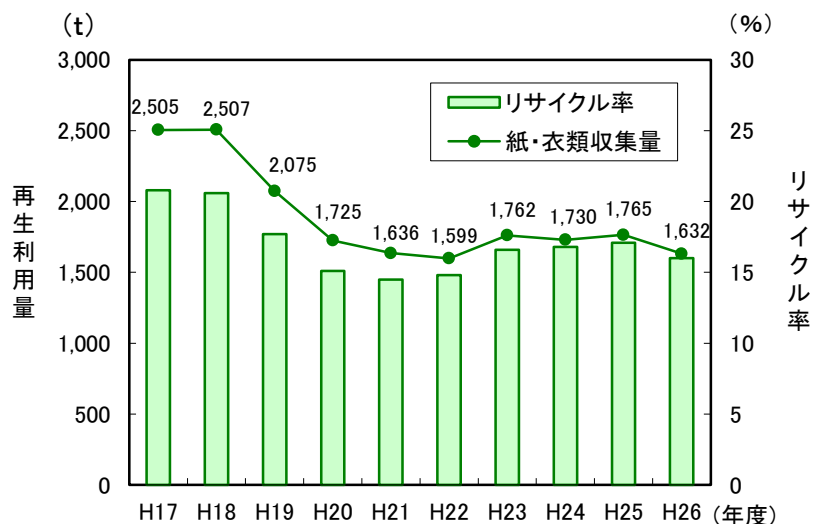


図 2-2-2 紙類・衣類の収集量の推移

(3) 集団回収のあり方の検討

近年、集団回収量は減少傾向にあります。

ごみ処理に要するコストの削減や高品質な資源の回収、また、報償金との費用対効果などを踏まえて、行政による公共回収と集団回収のあり方について検討が必要です。

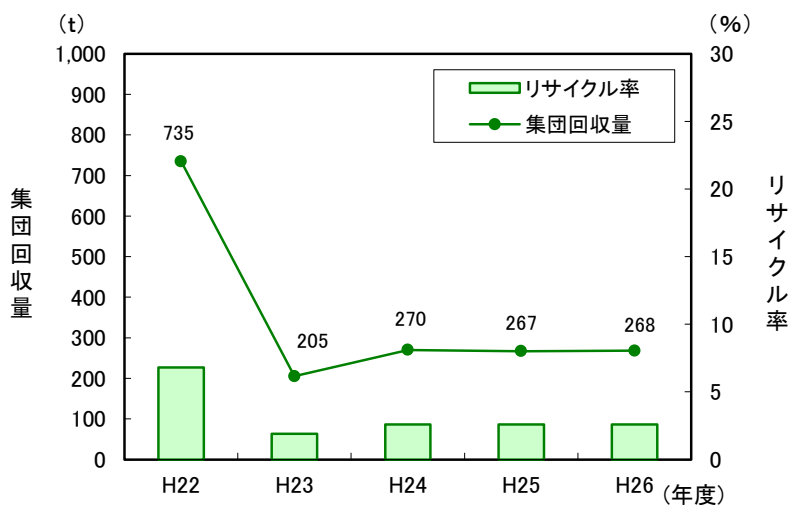


図 2-2-3 集団回収量の推移

(4) 生ごみの減量

現在、久喜宮代清掃センターでは、HDM システムによる生ごみ減容化及び堆肥化処理により、生ごみ堆肥化推進地区の一般家庭から排出される生ごみを減容化・資源化しています。

生ごみ堆肥化については推進地区のみの取り組みとなっていますが、久喜宮代清掃センター処理対象区域の一部の地区であり、他の区域では生ごみの減容化・資源化は実施していないため、家庭系ごみの燃やせるごみの中で「厨芥類（生ごみ）」は約 46%と高い割合を占めています。

焼却処理量及び最終処分量の削減のためにも、自家処理の推進や水切り徹底などにより、一層の生ごみ減量化を図る必要があります。

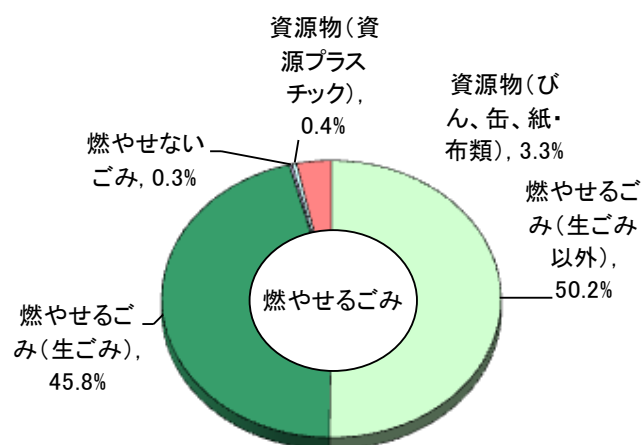


図 2-2-4 燃やせるごみの組成調査（平成 27 年度実績）

(5) 剪定枝の資源化に向けた検討

久喜宮代清掃センターでは、剪定枝資源化設備により一般家庭などから直接持ち込みされる剪定枝を資源化しています。

近年、剪定枝の搬入量の減少に伴い、資源化量も減少傾向で推移しているため、収集・運搬方法も含め、資源化に向けた検討が必要です。

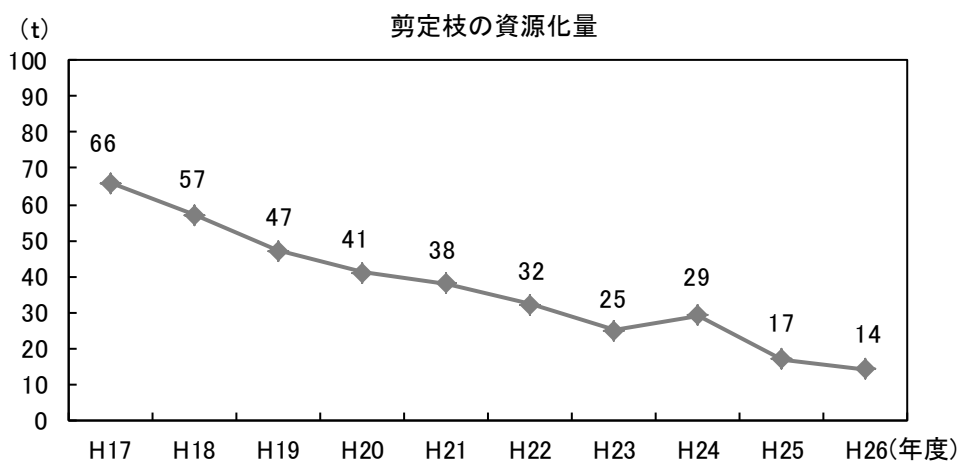


図 2-2-5 剪定枝の資源化量

3. ごみの収集・運搬に関する課題

(1) ごみ集積所の適正管理

集積所における不適正なごみ出し（未分別でのごみ出し、指定された出し方を守らないごみ出し、地区住民以外からの投げ込み等）や資源物の持ち去り（特に古紙類）が発生しており、集積所の管理のあり方について検討する必要があります。

(2) 安全なごみ収集の継続

収集作業中の引火・爆発等の事故を防ぎ、安全なごみ収集を継続するため、有害ごみ（蛍光管、水銀体温計、乾電池、スプレー缶、ライター）の分別徹底について意識啓発・指導等を継続する必要があります。

(3) 事業系ごみの適正な収集・運搬

事業者への事業系ごみの適正な排出方法の周知と併せて、収集運搬業者への事業系ごみの取扱いの周知を引き続き徹底する必要があります。

また、事業系ごみの処理手数料については、負担の公平化の観点も踏まえて定期的に検討を行い、ごみの排出者に適正・公平な負担となるよう配慮する必要があります。

(4) 人口減少・超高齢社会への対応

人口減少、急速な高齢化、要介護者の増加などが予測され、作業効率の高いごみの収集体制の構築が必要です。

本町では平成 14 年 4 月から、高齢者などで資源物やごみを集積所に出すことが難しい方を対象に「戸別収集（ふれあい収集）」を実施しています。平成 22 年現在、本町では 1 人世帯（単独世帯）の約 25%、2 人世帯の約 61%、3 人世帯の約 43%、4 人世帯の約 25%、5 人以上の世帯の約 72% が高齢者のいる世帯となっています。このため、超高齢社会への対応に向けて全戸を対象とした戸別収集の実施など、ごみ収集のあり方について検討が必要です。

この他、高齢化に伴い、在宅医療廃棄物や使用済み紙おむつの排出量の増加が予測されるため、医療機関、収集運搬業者との連携・協力の下、将来における医療廃棄物や使用済み紙おむつの収集のあり方についても検討する必要があります。

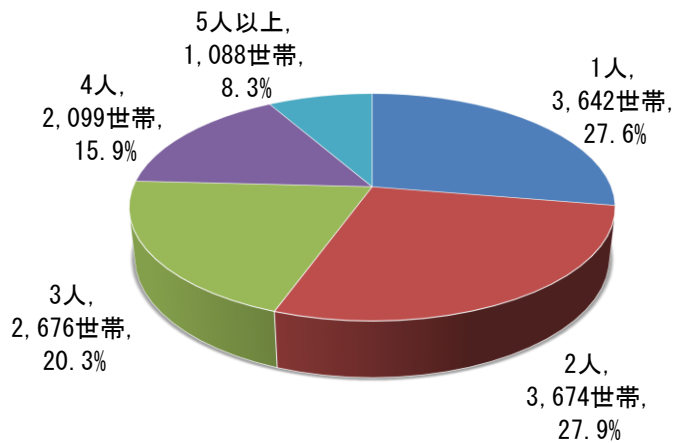


図 2-3-1 世帯人員別世帯数（平成 22 年国勢調査）

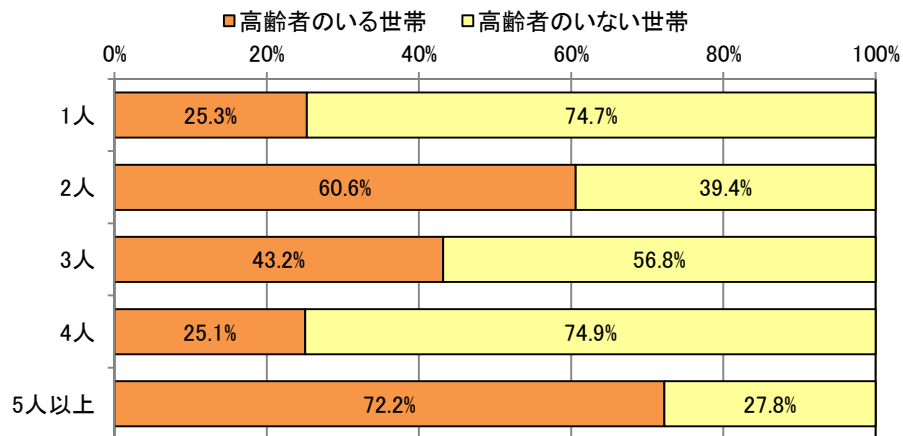
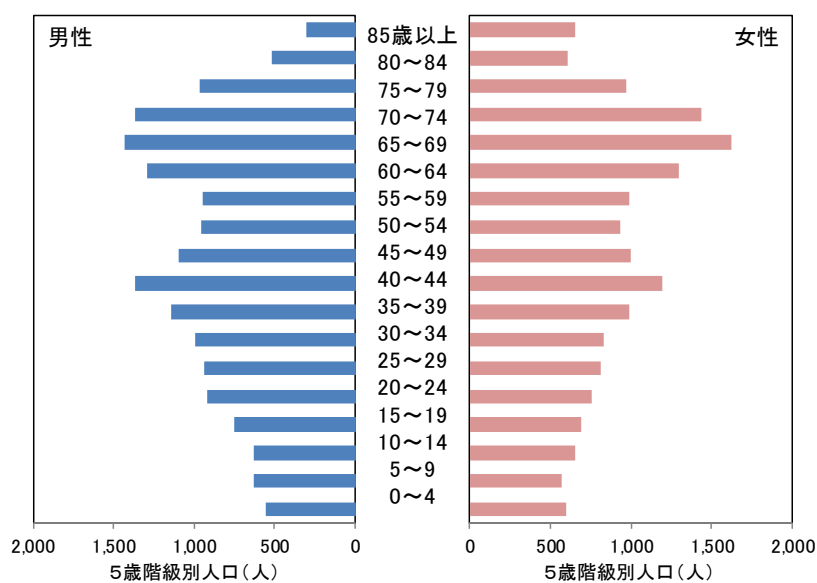


図 2-3-2 高齢者(65 歳以上)のいる世帯の比率（平成 22 年国勢調査）



注. 平成27年4月1日現在の人口を示します。
資料: 住民基本台帳

図 2-3-3 5 歳階級別人口（平成 27 年住民基本台帳）

4. ごみの処理・処分に関する課題

(1) 焼却処理

ごみ焼却量については、ほぼ横ばい（約 6,300 t～約 6,800 t の間）で推移しています。

久喜宮代清掃センターは稼働後 30 年以上が経過し、設備の老朽化が目立つため、現行施設への負担軽減に向けた焼却処理量の削減と併せて、施設の更新について検討する必要があります。なお、将来は久喜市が新たに整備するごみ処理施設へ処理を事務委託するため、ごみ処理量の削減へ向けてごみの減量化、資源化を推進する必要があります。

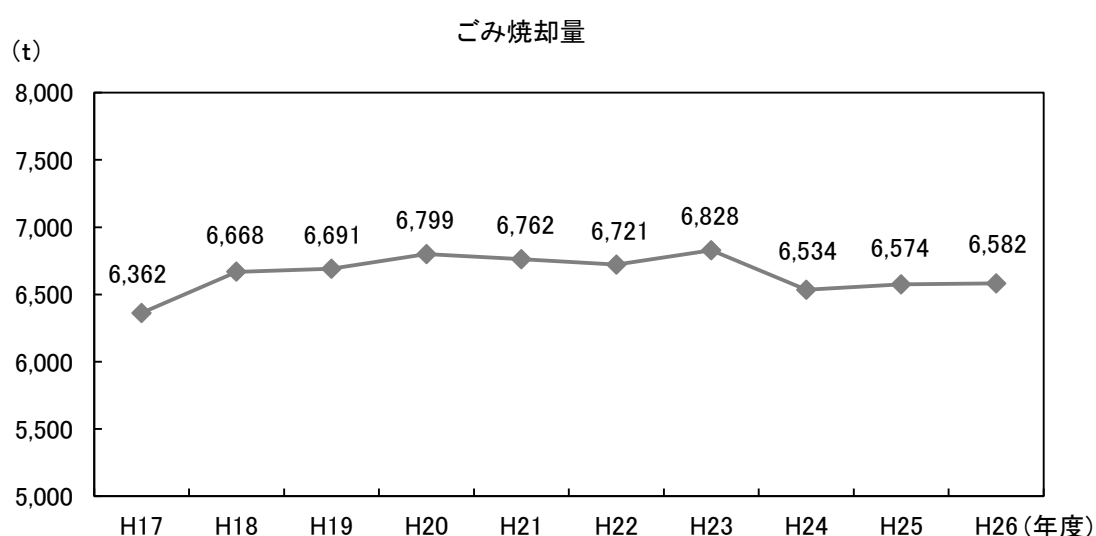


図 2-4-1 ごみ焼却量の推移

(2) 最終処分

本町は最終処分量ゼロを目指して、ごみの発生抑制、資源化に取り組んでおり、平成 26 年度において最終処分率は約 2%となっています。0%に至っていませんが全国及び埼玉県の平均値に比較して非常に低い水準にあります。

本町は最終処分場を保有しておらず、管外の最終処分場で埋立処分をしている現状を踏まえると、今後も一層の最終処分量の削減と、最終処分場の確保に努める必要があります。

また、最終処分の受入先については、2 事業者以上を確保することでリスクを分散させる必要があります。

表 2-4-1 最終処分率の比較

項 目	本町	全国	埼玉県
ごみ総排出量 (t)	10,215	44,316,662	2,392,053
最終処分量 (t)	160	4,302,244	124,075
最終処分率 (%)	1.6	9.7	5.2

出典：本町は平成 26 年度実績値

全国平均値、県平均値は環境省一般廃棄物処理実態調査（平成 26 年度）

最終処分率＝最終処分量÷ごみ総排出量×100

(3) 資源化

本町は、資源物の集団回収及び分別収集、中間処理における資源物回収、生ごみ堆肥化、剪定枝のチップ化、焼却灰のセメント原料化等、様々な取り組みを行っており、平成 26 年度においてリサイクル率は約 42%となっています。これは、全国及び埼玉県の平均値に比較して高い値となっています。

これまで行ってきた取り組みを推進するとともに、リサイクル率をさらに高める取り組みを検討する必要があります。

表 2-4-2 リサイクル率の比較

項 目	本町	全国	埼玉県
ごみ総排出量 (t)	10,215	44,316,662	2,392,053
再生利用量 (t)	4,325	9,129,263	589,040
リサイクル率 (%)	42.3	20.6	24.6

出典：本町は平成 26 年度実績値

全国平均値、県平均値は環境省一般廃棄物処理実態調査（平成 26 年度）

リサイクル率＝再生利用量÷ごみ総排出量×100

再生利用量は集団回収量、直接資源化量、中間処理後資源化量の合計

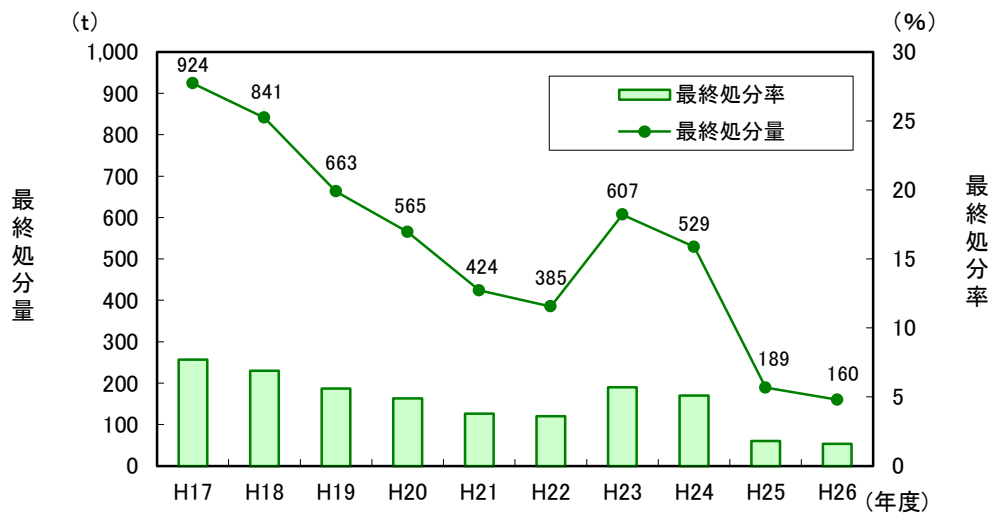


図 2-4-2 最終処分率の推移

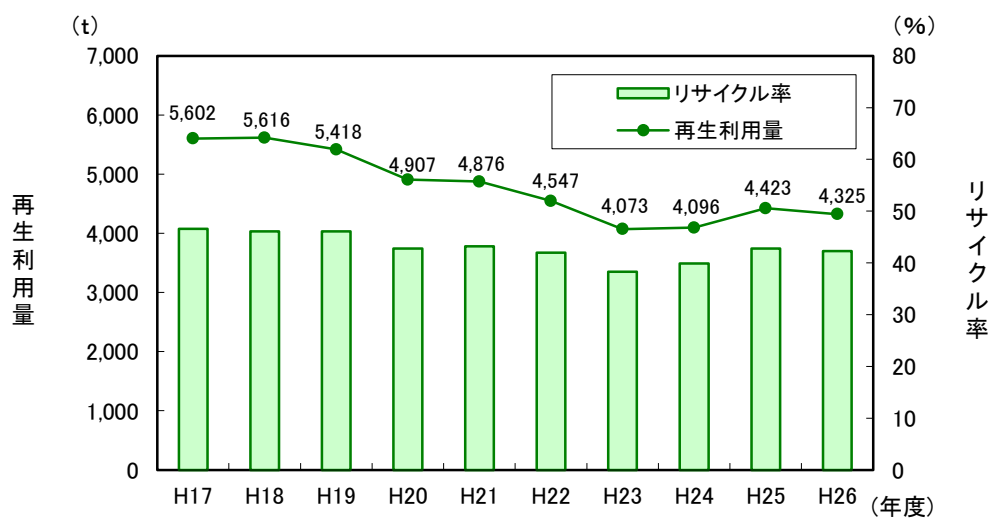


図 2-4-3 リサイクル率の推移

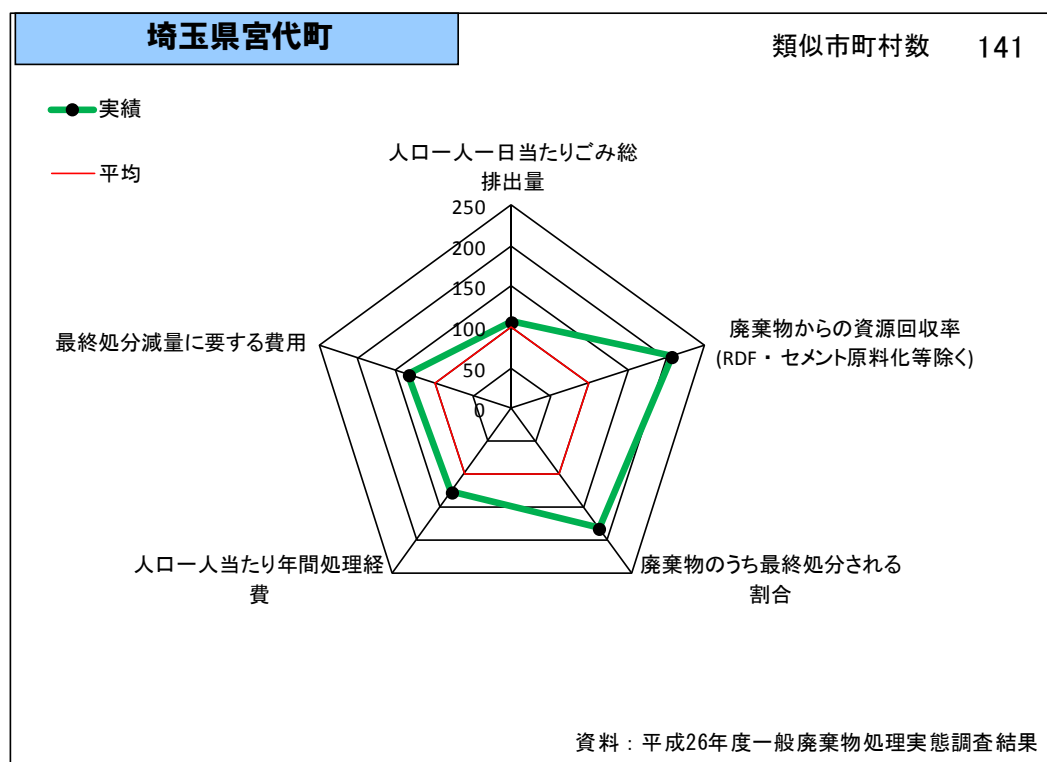
(4) 類似都市との比較

① 処理システム指針に基づく評価

本町の一般廃棄物処理事業のシステム評価を行うため、環境省が示す「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（以下「処理システム指針」と示します。）に基づき主要な指標印について類似都市との比較を行いました。

なお、類似都市とは、都市形態、人口規模、産業構造の3つの要素に基づき類型化された都市を示しています。処理システム指針における本町の類似都市は141件となっています。

環境省一般廃棄物処理実態調査結果（平成26年度）に基づく本町と類似都市との比較結果を以下に示します。本町は、人口1人1日当たりごみ総排出量、廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化等を除く）、廃棄物のうち最終処分される割合、人口1人当たり年間処理経費、最終処分減量に要する費用の項目において類似都市平均値よりも優れた結果となっています。



※赤い枠で示した正五角形が全国平均値を示します。これを上回っている場合（外側に位置している場合）全国平均値よりも優れた成果を上げていることを示しています。

図 2-4-4 本町のシステム評価

埼玉県内の類似都市との比較を表 2-4-2 に示します。

表 2-4-2 埼玉県内の類似都市との比較

県内町名	人口 (人)	人口1人1日当 たりごみ総排 出量 (g/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント 原料化等除く) (%)	廃棄物のうち最 終処分される 割合(%)	人口1人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
宮代町	33,347	843	40.0%	1.6%	9,331	26,513
吉見町	20,492	736	23.6%	0.0%	8,366	26,747
小川町	32,356	805	31.2%	4.3%	13,425	46,437
杉戸町	46,373	809	23.5%	9.4%	12,509	41,277
寄居町	35,312	843	15.0%	2.1%	14,809	47,962
松伏町	30,632	850	12.8%	9.9%	10,822	32,377
伊奈町	44,067	854	17.1%	17.8%	13,341	45,194
毛呂山町	35,418	882	17.4%	9.4%	11,597	34,618
上里町	31,481	923	15.6%	3.5%	8,618	24,154
三芳町	38,263	958	16.4%	5.0%	11,112	31,567
川島町	21,309	981	23.9%	1.4%	13,917	34,741
平均	33,550	862	21.5%	5.9%	11,623	35,599

※：人口は10月1日の人口で統計しているため、他の表の人口、人口1人1日当たりごみ総排出量等の数値と若干異なる。

② 人口1人1日当たりごみ総排出量

本町の人口1人1日当たりの総排出量は県内の類似都市の平均値より少ない値となっています。

③ 資源回収率

本町の廃棄物からの資源回収率（RDF・セメント原料化を除く）は県内の類似都市の平均値より高い値となっています。

④ 最終処分される割合

本町の廃棄物のうち最終処分される割合は類似都市の平均値と比較すると低い値となっています。

⑤ 年間処理経費

本町の人口1人当たり年間処理経費は類似都市の平均値と比較すると低い値となっています。

⑥ 最終処分減量に要する費用

本町の最終処分減量に要する費用は類似都市の平均値と比較すると低い値となっています。

⑦ 処理システム評価結果

システム評価から、本町の処理システムは全国かつ県内の類似都市平均と比較して優れた結果を示していることが明らかとなり、これまでの取り組みについて一定の成果が確認できました。

現状にとどまることなく、今後も町民の理解と協力の下、ごみの発生抑制、資源化を推進して行く必要があります。

第3章 ごみ処理量の予測

1. 将来人口の設定

平成 27 年以降の本町の将来人口は、宮代町人口ビジョン（平成 27 年 10 月）に基づく推計人口を基本として設定しました。

表 3-1-1 本町の将来人口

	H26	H34	H39	H44
宮代町	33,221	33,046	32,385	31,386

注1.網掛けは実績値を示します。

2.実績値は4月1日現在、推計値は各年1月1日時点の人口を示します。

2. ごみ処理量の予測

ごみ処理量の予測に関する特記事項を以下に示します。

1. 将来予測は「現状推移時」を基本として、平成 27～44 年度までのごみ排出量、処理・処分量を算出しました。
2. 将来のごみ排出量、処理・処分量は、過年度の推移状況や直近年次の実績値より推計しました。

3. ごみ処理量の予測結果

現状推移時のごみ排出量、処理・処分量の予測結果を以下に示します。

表 3-3-1 ごみ排出量、処理・処分量の予測結果〔現状推移時〕

項 目		単位	H17	H26	H34	H39	H44
人口		人	34,236	33,221	33,046	32,385	31,386
年間日数		日	365	365	365	366	365
ごみ総排出量		t/年	12,026	10,215	10,280	10,153	9,856
計画処理量		t/年	11,188	9,947	10,007	9,885	9,597
家庭系	家庭系合計	t/年	9,822	8,259	8,218	8,055	7,772
	ごみ合計	t/年	5,617	5,057	5,032	4,933	4,759
	資源合計	t/年	4,205	3,202	3,186	3,122	3,013
	事業系合計	t/年	1,366	1,688	1,789	1,830	1,825
	ごみ合計	t/年	1,149	1,427	1,513	1,547	1,543
	資源合計	t/年	217	261	276	283	282
集団回収量		t/年	838	268	273	268	259
ごみ総排出量原単位		g/人・日	962.4	842.4	852.3	856.6	860.3
家庭系ごみ原単位(ごみ+資源)		g/人・日	786.0	681.1	681.3	679.6	678.4
家庭系ごみ原単位(ごみ)		g/人・日	449.5	417.0	417.2	416.2	415.4
家庭系ごみ原単位(資源)		g/人・日	336.5	264.1	264.1	263.4	263.0
事業系ごみ原単位(ごみ+資源)		t/日	3.7	4.6	4.9	5.0	5.0
事業系ごみ原単位(ごみ)		t/日	3.1	3.9	4.1	4.2	4.2
事業系ごみ原単位(資源)		t/日	0.6	0.7	0.8	0.8	0.8
集団回収		g/人・日	67.1	22.1	22.6	22.6	22.6
ごみ 処理・ 処 分 量	焼却処理量	t/年	6,362	6,582	6,643	6,576	6,394
	1人1日当たり焼却処理量	g/人・日	509.1	542.8	550.7	554.8	558.1
	焼却処理率	%	52.9	64.4	64.6	64.8	64.9
	プラスチック固化	t/年	657	0	0	0	0
	剪定枝資源化	t/年	66	14	14	14	14
	生ごみ堆肥化	t/年	219	0	0	0	0
	生ごみ減容化及び堆肥化	t/年	0	177	176	172	167
	最終処分量	t/年	924	160	160	159	153
	1人1日当たり最終処分量	g/人・日	73.9	13.2	13.3	13.4	13.4
	最終処分率	%	7.7	1.6	1.6	1.6	1.6
	再生利用量	t/年	5,602	4,325	4,334	4,268	4,135
	直接資源化量	t/年	3,317	2,821	2,819	2,773	2,684
	中間処理後再生利用量	t/年	1,447	1,236	1,242	1,227	1,192
	集団回収量	t/年	838	268	273	268	259
再生利用率(リサイクル率)		%	46.6	42.3	42.2	42.0	42.0

注1. 網掛けは実績値を示します。

2. 小数第一位を四捨五入しているため、各項目の和と合計欄の値が一致しない場合があります。

3. 計画処理量については、※1・※2は同値になります。

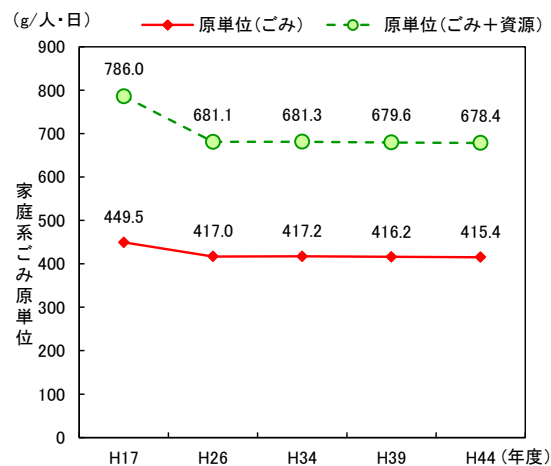
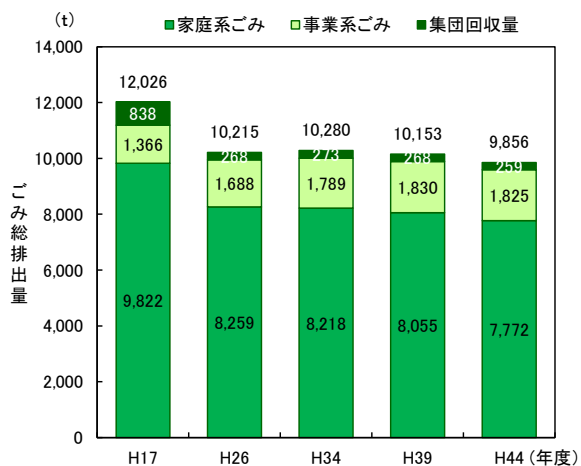
(※1: 家庭系ごみ、事業系ごみの合計、※2: ごみ・資源の品目別の合計)

5. 焼却処理率=焼却処理量÷ごみ総排出量

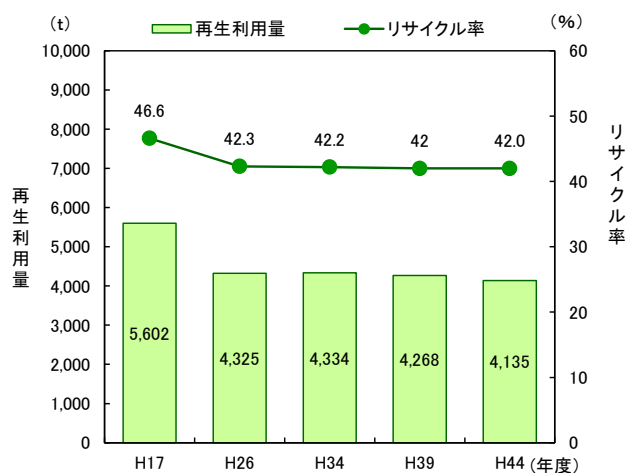
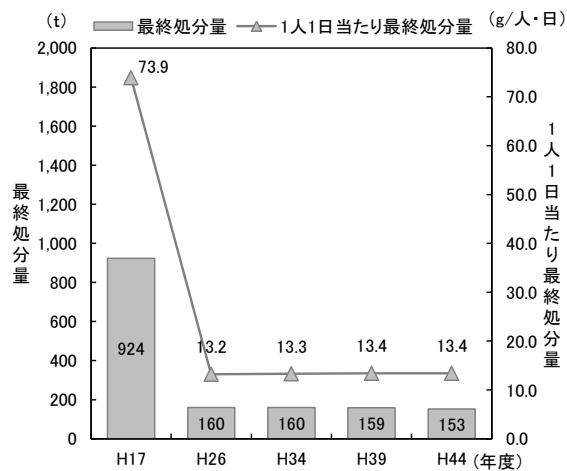
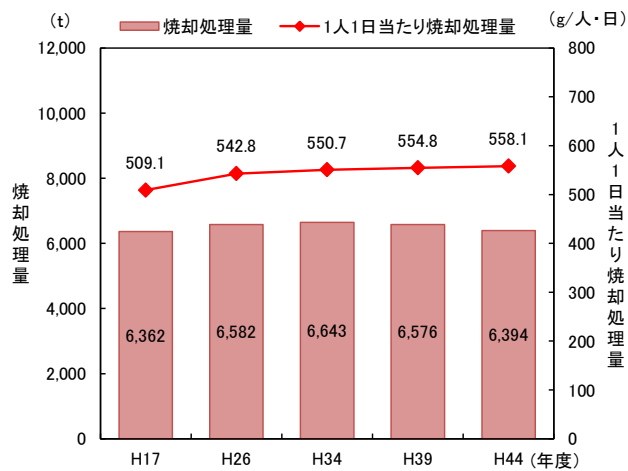
6. 最終処分率=最終処分量÷ごみ総排出量

7. リサイクル率=再生利用量÷ごみ総排出量

(1) ごみ排出量の予測結果



(2) 処理・処分量の予測結果



第4章 ごみ処理基本計画

1. 基本理念

本町ではこれまで様々な減量化、資源化施策を実施してきました。集団回収・資源物を除く1人1日当たりのごみ量やリサイクル率等に関して、埼玉県と同規模自治体の中では高い水準になります。今後、本町においては循環社会の形成をより一層推進するため、町、町民、事業者が一体になって、ごみの減量化、資源化に対する意識の強化を進めないといけません。

以上のことを踏まえ、本計画の基本理念を以下に示します。

《計画の基本理念》

一人一人が自覚を持って進めるごみの減量化と資源化

2. 基本方針

本町では、ごみの減量化・資源化を重視しており、ごみ排出量は減少傾向を示しています。埼玉県内のみならず全国でも高い水準であり、今後もこの流れを大きく変えることなく、ごみの減量化・資源化及びごみの適正処理を引き続き推進していく必要があります。

また、ごみの減量化、資源化を推進することにより、環境負荷の低減を図ります。

このため、本計画では基本方針を以下のとおり定め、計画の基本理念の実現に向けて取り組んでいきます。

《基本理念の実現を目指すための基本方針》

基本方針 1. ごみの減量化と資源化の推進

- ・住民、事業者、行政の連携・協働により、ごみの減量を図ります。
- ・分別の徹底により、資源回収量の増加と資源の有効活用を図ります。
- ・生ごみは、資源化を含め全量を焼却しないこととします。
- ・循環資源の効率的な回収とリサイクルルートの確保を図ります。

基本方針 2. 環境への負荷を抑えた適正なごみ処理事業の推進

- ・最終処分量ゼロを目指します。
- ・ごみの減量と分別の徹底により、焼却処理量の削減を図ります。
- ・環境への負荷を抑え、安全・安心なごみ処理事業を実践します。

3. 将来目標

本計画の最終年度である平成 44 年度までの数値目標を平成 26 年度の値を基準値として定めます。

目標 1 ごみ減量化目標

1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物除く）を
平成 44 年度までに、
平成 26 年度の実績値に対して **11%以上削減**します。

本町で発生している廃棄物のうち、大半を占めている家庭系ごみについて、減量化・資源化を推進し、ごみとして排出される量（燃やせるごみ・燃やせないごみ・有害ごみ・粗大ごみ）を減らします。

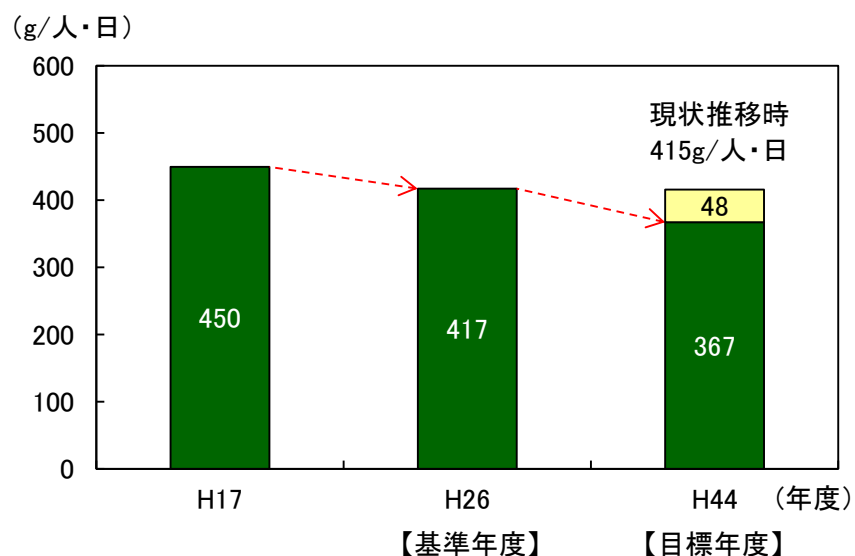


図 4-3-1 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物除く）

目標2 環境への負荷を抑えたごみ処理目標

1人1日当たりの焼却処理量を
平成44年度までに、
平成26年度の実績値に対して**10%以上削減**します。

地球温暖化の原因物質である二酸化炭素の排出を抑えるとともに、施設への負担軽減及び最終処分量の削減を図るため、家庭系及び事業系ごみの減量化・資源化を推進し、焼却処理量を減らします。

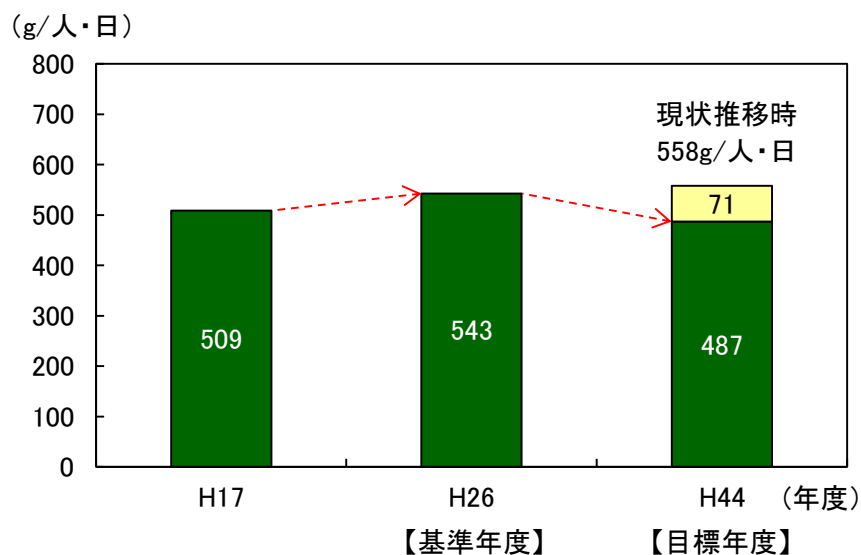


図 4-3-2 1人1日当たりの焼却処理量

目標3 環境への負荷を抑えたごみ処理目標

最終処分量を

平成44年度までに、

平成26年度の実績値に対して**13%以上削減**します。

家庭系及び事業系ごみの減量化・資源化を推進するとともに、焼却灰等の再生利用を推進し、最終処分量を削減します。

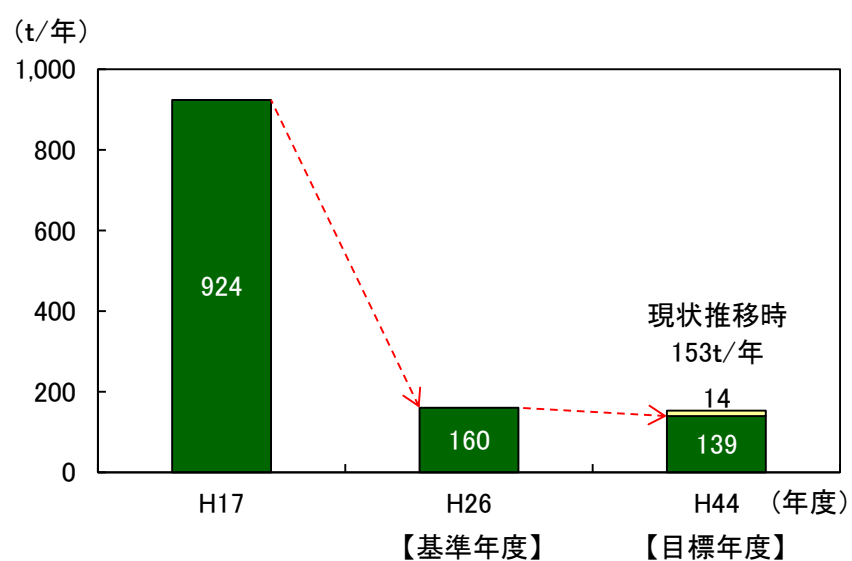


図 4-3-3 最終処分量

目標4 資源化目標

再生利用率（リサイクル率）を
平成44年度までに、**44%以上に引き上げます。**

※再生利用率（リサイクル率）には集団回収量を含みます。

分別の徹底により資源物の増加と焼却灰等の再生利用を推進し、資源化の向上を図ります。

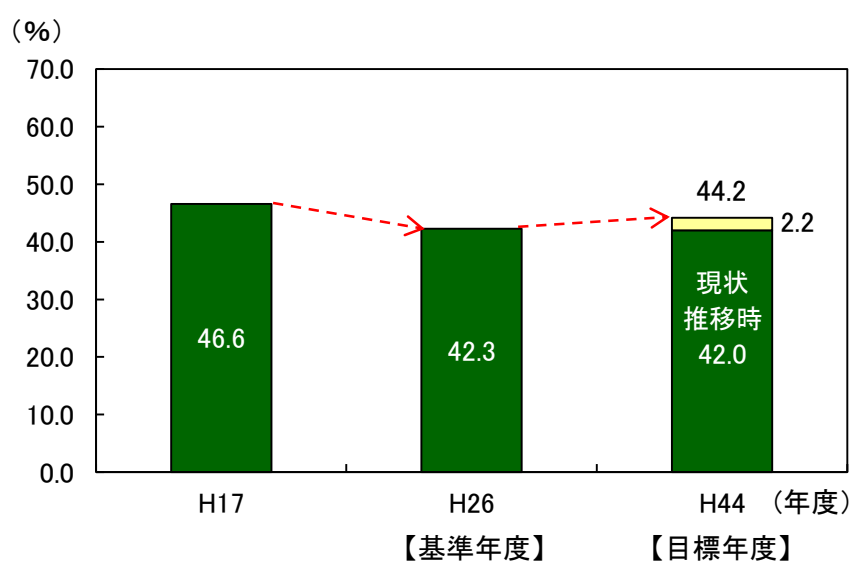
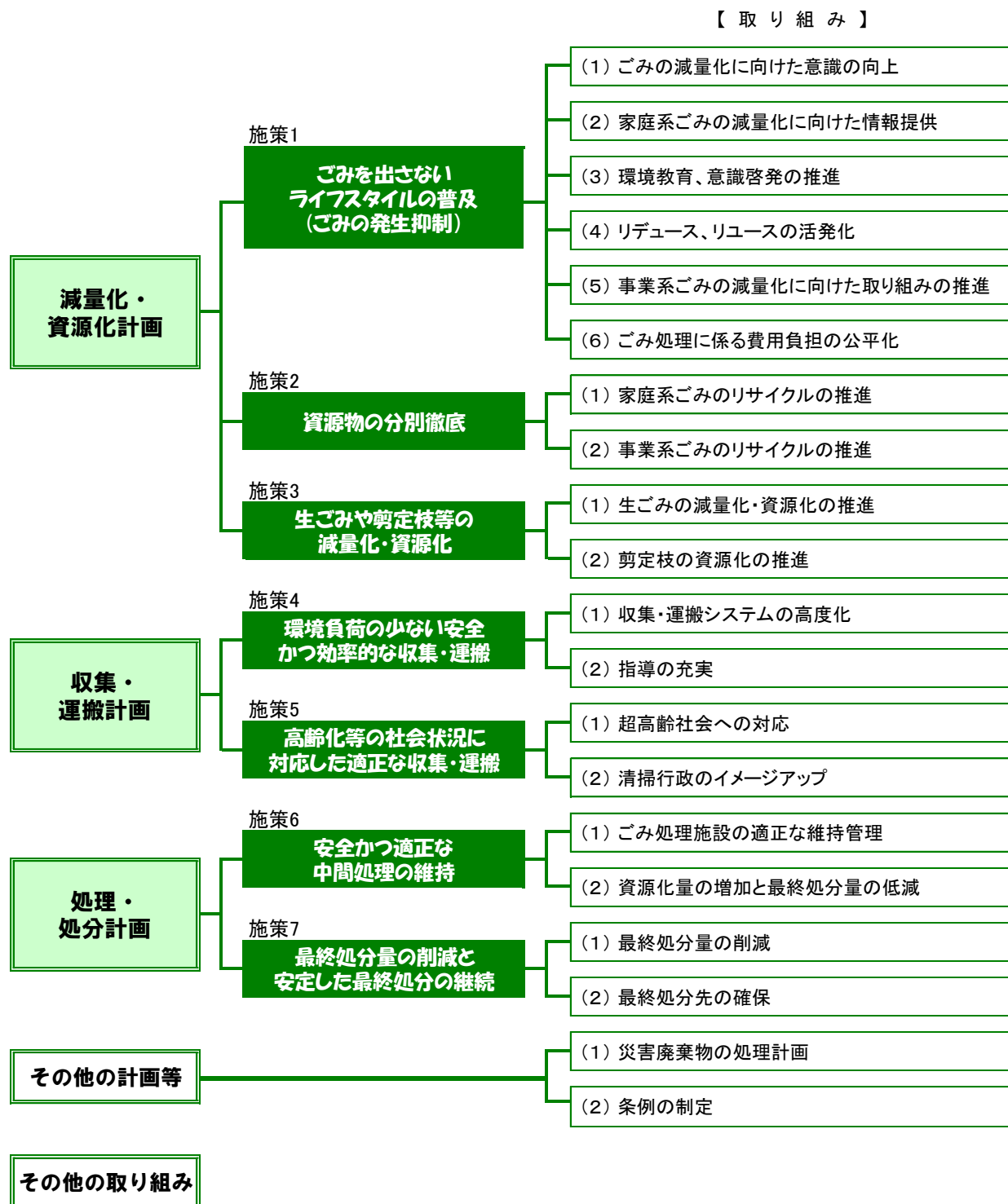


図 4-3-4 再生利用率（リサイクル率）

4. 施策体系図



5. ごみの減量化と資源化の推進のための施策

5-1. 減量化・資源化計画

近年、ごみ総排出量及び1人1日当たりのごみの量は減少傾向で推移していますが、ごみの更なる減量化・資源化を図るため、本計画では、以下の施策を展開します。

重点項目

施策1 「ごみを出さないライフスタイル」の普及

施策2 資源物の分別徹底

施策3 生ごみや剪定枝等の減量化・資源化

施策1 「ごみを出さないライフスタイル」の普及

(1) ごみの減量化に向けた意識の向上

① ごみの減量化に向けた意識の向上

住民に対して、ものを大切にする、不要なものを買わない、買い物に際してマイバッグを持参してレジ袋や過剰包装を断る、食事に際して食べ残しをしないなど、環境に配慮した行動を実践するよう、意識の向上を図ります。

拡大生産者責任の視点から、販売店との協働によって、店頭回収の品目の拡大を検討します。

また、事業者に対して、簡易包装の推進、ごみになりにくい商品及びリサイクルしやすい商品の製造・販売、修理体制の整備やアフターケアの充実などを呼びかけます。

パソコンや携帯端末等の利用促進により紙ごみの削減を図ります。

これにより特に2R（リデュース、リユース）の普及を図ります。2Rに関心を持ってもらうため、イベントや出前講座、広報誌へ掲載する等して活用する「ゆるキャラ」の設定について調査・研究します。

② 全戸を対象とした戸別収集の導入の検討

戸別収集について、他市町の成果を調査・研究します。また、モデル地区での実施も検討します。

事業及び取り組み内容		今後の方針
①ごみの減量化に向けた意識の向上	・マイバッグ作成講習会を継続	継続
	・ノーレジ袋キャンペーンを継続	継続
	・家庭用剪定枝粉碎機の無料貸出を継続	継続
	・ごみを減らしてきれいな街づくり表彰制度を継続	継続
	・2R(リデュース、リユース)の推進★	推進
	・販売店との協働(店頭回収等)による取り組みを普及、拡大	推進
	・キャラクターを活かした広報、啓発の推進	推進
	・電子媒体の利用促進による紙ごみの削減	推進
②全戸を対象とした戸別収集の導入の検討	・戸別収集について、他市町の成果を調査・研究★	推進

★:これまでの取り組みに加えて実施する、あるいは特に力を入れて実施する取り組み

(2) 家庭系ごみの減量化に向けた情報提供

① 情報提供のあり方の工夫

広報紙の発行やチラシの配布をはじめ、ホームページの活用などにより、ごみの分別徹底やリサイクルに向けた情報を積極的に提供します。情報提供に際しては、わかりやすいことを念頭におき、より効果的な内容となるよう努めます。

また、住民や事業者がごみの減量やリサイクルに関心を持つことができるよう、できるだけごみ処理の見える化を図り、情報提供のあり方を工夫します。

② 効果的な情報の提供

人口・世帯数の推移状況などより、高齢化の進行や単身者の増加が予想されます。このため、これらの高齢者や単身者、及び転入者などにもわかりやすい分別パンフレットや広報・チラシ、ホームページの充実、啓発ビデオの作成などを通じた広報活動や情報提供の充実を図ります。

また、今まで組合のホームページでは様々な減量化、資源化情報提供をしていますが、組合の解散を考慮し今後本町のホームページの充実を図ります。

廃棄物減量等推進員と連携し、ごみの減量化、資源化、適正処理に関する地域への情報発信を推進します。

事業及び取り組み内容		今後の方針
①情報提供のあり方の工夫	・情報提供のあり方の工夫	継続
②効果的な情報提供	・広報紙、収集カレンダーを発行	継続
	・ホームページをリニューアル	継続
	・廃棄物減量等推進員との連携強化、地域への情報発信及び2R(リデュース、リユース)実践の普及	推進

(3) 環境教育、意識啓発の推進

従来と同じライフスタイルを続けている限り、ごみの排出状況も変わりません。このため、ごみの減量化・資源化を推進するに際しては、一人ひとりのレベルでのライフスタイルの見直しに向けた環境教育の充実と意識啓発の推進に努めます。

① 環境教育の充実

ごみの減量化・資源化のためには、幅広い年齢層に対する環境学習の機会の創出が必要であることから、自治会等と連携した講座や説明会等で、ごみの減量・リサイクルの情報を提供し、住民の協力を求めています。また、本町で行われているみやしろ大学（高齢者大学）などの生涯学習の機会においても環境学習をカリキュラムに組み入れてもらえるように働きかけを行います。

特に子供に対して、循環型社会の形成に向けた正しい知識と行動を習得してもらうため、学校での環境教育・環境学習を継続して推進します。また、本町独自のごみ検定など新たな取り組みも検討します。

② 意識啓発の推進

ごみ処理施設見学会・シンポジウムなどの機会を増やし、ごみ処理の現状・課題の周知とごみの減量化・資源化に対する意識啓発を図ります。

また、住民・事業者からごみの減量やリサイクルに関する取り組み、アイデア等を募集し、広報紙やホームページ等に掲載することにより、住民・事業者への周知と活用を図ります。地域の行事やイベント等を活用し、地域独自のリサイクル活動や美化運動などが積極的に行われるよう働きかけます。

ごみの減量化、資源化やごみ集積所の美化を推進するため、今後も「ごみを減らしてきれいな街づくり表彰制度」を継続します。また、町民の活動の参考となるようホームページにおいて受賞者と活動内容を紹介します。なお、ごみの分別が徹底されており、集積所の衛生管理が行き届いているアパートを認定する「ごみ分別優良アパート認定制度」を新設し、ホームページ等で紹介することにより、他のアパートにおける取り組みを喚起します。ごみの分別排出に関心のない人にもごみについて考えてもらうきっかけとなるようごみ袋のデザインを検討します。

スマートフォン等の携帯端末の普及を考慮し、町民が分別方法やごみ減量化、資源化の方法について知りたい時にすぐ検索でき、情報をわかりやすく伝えられるよう、「ごみ分別アプリ」の導入について検討します。

本町においては、高齢化が進展しており、遺品が大量に残される恐れがあるため、少しでも生前整理するように啓発していきます。

事業及び取り組み内容		今後の方針
①環境教育の充実	・自治会等を対象とした分別説明会を継続	継続
	・小学生を対象とした社会科見学の受入	継続
	・小学生教育用ホームページを設置	継続
	・学校でのごみの学習の実施★	推進
	・出前講座(ごみの発生抑制等)の利用推進★	推進
	・リサイクル拠点施設の整備について調査・検討★	推進
②意識啓発の推進	・施設見学の受入	継続
	・町民まつり、イベントへの参加	継続
	・「ごみを減らしてきれいな街づくり表彰制度」を継続	継続
	・ごみ分別優良アパート認定制度の検討★	推進
	・ごみ袋デザインの検討★	推進
	・ごみ分別アプリの検討★	推進
	・生前整理の推進★	推進

★:これまでの取り組みに加えて実施する、あるいは特に力を入れて実施する取り組み

(4) リデュース、リユースの活発化

従来から行われているリデュース、リユースについては、様々な働きかけを行うことにより活動を活発化させます。

① リデュースの活発化

平成 24 年 4 月から導入した指定ごみ袋制度では、分別状況の再確認、ごみを出さないライフスタイルへの転換などにより、ごみの減量化と資源化の効果があることから、継続して実施をします。

ノーレジ袋キャンペーンを継続して実施することにより、住民にごみとなるものを買わない、受け取らないように働きかけます。また、過剰包装を断ることを習慣づけるよう啓発します。

そのため、マイバッグの使用やレジ袋の削減状況のモニタリングをしながら、住民や事業者に対する適切な働きかけを行います。

赤ちゃんがいる若い世帯では、紙おむつによるごみ発生量が多く、紙おむつの代わりに布おむつの使用も検討するように推進します。

② リユースの活発化

フリーマーケット、ガレージセール、バザー等の把握と情報の提供により、家庭などで使用された家具や器具、衣類などの再使用を推進します。

詰替え容器の利用やマイボトル、マイ箸等再利用できる容器、食器を促進することで、ごみの減量化と資源化を図ります。

「不用品交換制度」などを検討し、本町のホームページで不用品交換情報を提供することで、住民の間での物品の再使用を推進します。また、シルバー人材セ

ンターなどと連携し、利用可能な粗大ごみの再生事業を検討します。

事業及び取り組み内容		今後の方針
①リデュースの活発化	・指定ごみ袋の使用(燃やせるごみ／燃やせないごみ)	継続
	・ノーレジ袋キャンペーンを継続	継続
	・マイバッグ使用状況アンケートを継続	継続
	・布おむつの推進★	推進
②リユースの活発化	・ホームページ、広報等による啓発	継続
	・詰替え容器の利用促進★	推進
	・リユース食器の普及★	推進
	・マイボトル、マイ箸等再使用できる容器、食器の利用促進★	推進
	・シルバー人材センターなどと連携し、利用可能な粗大ごみの再生事業を検討	推進

★:これまでの取り組みに加えて実施する、あるいは特に力を入れて実施する取り組み

(5) 事業系ごみの減量化に向けた取り組みの推進

事業系ごみについては、排出者責任の周知徹底を図り、事業者自身によるごみの排出抑制と資源化を推進します。

また、事業者自身による自発的な取り組みを促すだけでなく、事業者と行政の連携・協力を進め、事業系資源物の回収ルートの確保などを図ります。

① 排出事業者への指導強化

事業系ごみの減量化・資源化及び適正処理を図るため、排出者処理責任の徹底、自己責任によるごみ処理や資源化、及び許可業者との契約を指導します。

ごみの排出量の多い事業所には、「廃棄物減量化・資源化計画」の策定を指導し、事業系ごみの計画的な排出抑制対策を講じさせるとともに、ごみの排出量をできる限り少なくするような事業活動の工夫など、ごみ減量化への協力を求めます。また、多量排出事業者の認定基準の引き下げも検討します。

「事業所用ごみ減量ハンドブック」を見直しするとともに、事業所への立入指導を強化します。新たなごみ処理施設が稼働するまでは、組合へのごみ搬入となります。組合と連携し、ごみ搬入検査を強化し、排出事業者と収集・運搬業者の双方への積極的な指導に取り組みます。新たなごみ処理施設が稼働後、久喜市と連携し、排出事業者への指導強化等を行うことで、事業系ごみの減量化に推進します。

② 排出事業者への動機づけ

業務用生ごみ処理機購入費補助の実施を継続します。

また、現在「ごみを減らしてきれいな街づくり表彰制度」を実施しており、ホームページにおいては受賞者の紹介をしています。ごみの減量化・資源化に取り

組むことが、かえって事業所全体でのコスト削減に繋がることを、具体的な事例を紹介することなどで事業者へ PR します。

事業及び取り組み内容		今後の方針
①排出事業者への指導強化	・多量排出事業者への減量計画を義務付け	継続
	・多量排出事業者の認定基準(1.5t/月)の引き下げの検討★	推進
	・事業系ごみ減量ハンドブックの見直し、配布	推進
	・訪問指導、立入検査の件数を増やす	推進
②排出事業者への動機づけ	・業務用生ごみ処理機購入費補助の実施	継続
	・「ごみを減らしてきれいな街づくり表彰制度」の運用	継続

★:これまでの取り組みに加えて実施する、あるいは特に力を入れて実施する取り組み

(6) ごみ処理に係る費用負担の公平化

ごみ処理に係る費用負担の適正化を図るため、費用負担のあり方等について今後も引き続き検討します。

① 家庭系ごみ処理の有料化の検討

家庭系ごみについては、自己搬入される場合の処理手数料を平成 25 年 10 月から有料化しています。

また、集積所に排出される家庭系ごみについては、公平なごみ処理費用の負担、減量化を推進することから、先進都市の事例や周辺市町の動向を踏まえて、処理の有料化の適否、及び有料化を導入する場合のあり方などについて検討します。

なお、有料化に併せて、住民サービス向上のため戸別収集を導入した自治体が増えており、その結果、減量意識や分別の徹底などでごみ排出量が大幅に減少した事例があるため、有料化の検討の際には、戸別収集の導入も併せて検討をします。

② 事業系ごみ処理手数料の見直しの検討

事業系ごみの減量化・資源化を推進するため、周辺自治体・組合の動向を踏まえて処理手数料の見直しを検討します。

事業及び取り組み内容		今後の方針
①家庭系ごみ処理の有料化の検討	・清掃センターに自己搬入する場合の家庭系ごみの処理手数料の有料化を継続	継続
	・他の取り組みの効果を評価・検証するとともに、他都市の成果を調査・研究し、その結果を踏まえて有料化を検討する。	推進
②事業系ごみ処理手数料の見直しの検討	・事業系ごみの処理手数料を必要に応じ見直し	推進

施策2 資源物の分別徹底

(1) 家庭系ごみのリサイクルの推進

ごみの減量化を推進するためには、燃やせるごみのうち大きな比率を占める「紙類」、「プラスチック類」、「生ごみ」の減量化・資源化が必要です。

このうち、「紙類」と「プラスチック類」については、それぞれ『紙製容器包装等のざつがみ』、『プラスチック製容器包装』を資源物として指定したことにより、ティッシュペーパーやキッチンペーパー、紙おむつ、一部のプラスチック製品等の資源化不適物を除き、資源化へのルートが確立されたため、今後は住民への意識啓発等による資源物の分別徹底の推進が必要です。

① 資源物の分別の徹底

ごみ分別区分と出し方について、新たなごみ処理施設の整備などが行われるまでの当面は、久喜宮代清掃センターのごみの分別区分に基づく収集・運搬及び処理、処分の体制を継続します。サービスの向上や収集・運搬効率等の観点から適宜見直しを行います。また、新たなごみ処理施設が整備されるまでの間に調整、統一を図ることとします。

ごみの分別状況については、燃やせるごみの組成調査によって「厨芥類」、「再生できない紙類」、「木、竹類」の混入が多いことが示されています。今後現在資源物として分別された品目の分別の徹底はもちろん、燃やせるごみとして出している品目の資源化も検討します。

② 多様なリサイクルルートの確保など

行政によるリサイクル資源の収集の他、以下に示すような多様なリサイクルルートを確保することにより、家庭から排出される資源物のリサイクルを推進します。

ア．使用済インクカートリッジや携帯電話、各種のモバイル機器等の小型家電製品にはレアメタルが含まれており、平成24年8月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が公布されました。これを受けて、小型電子機器等を資源として回収する体制のあり方・仕組み等について、今後、国や県、メーカーなどと調整を図りながら、効率的な回収方法やリサイクルルートの構築について検討します。

イ．行政による資源回収の他、牛乳パック、トレイ、ペットボトル等の店頭回収、廃乾電池等の販売店回収等を推進します。また、回収を行う店舗の増加や回収品目の拡大などについて、事業者の協力を求めます。

ウ．公共施設等を活用した拠点回収の拡大に向けて検討します。

エ．不用品交換等によるリサイクルの推進に向けて、フリーマーケット、バザー等の情報提供を行うとともに、イベントの開催を支援します。また、リペアにより「もの」を長く使う習慣を育むため、おもちゃや機械などの修理を行う市民団体や NPO 法人などに対する支援策を検討します。

オ．廃食用油をバイオディーゼル燃料（BDF）等に再生する取り組みが全国各地で行われていることから、町内における廃食用油の収集と再利用を導入することの適否などについて検討します。

カ．リサイクルの推進のためには、入口（資源物の収集）だけでなく、出口（再生資源の利用先の確保）が必要であるため、再生資源やリサイクル製品の利用推進に向けて、行政におけるリサイクル製品の利用を率先して行うとともに、エコマーク等の環境保全型商品、再生品の情報提供を行い、住民・事業者に対して再生品の利用拡大を呼びかけます。

キ．シュレッダー紙、難再生古紙の資源化、店頭回収や販売店回収などの多様なリサイクルルートの利用を検討します。

ク．集団回収の利用促進を図るため、制度利用の実態を把握し、制度のあり方の見直し、PR の方法について調査・研究します。

事業及び取り組み内容		今後の方針
①資源物の分別の徹底	・燃やせるごみ湿ベース組成分類調査を実施し、資源物の混入状況を把握	継続
②多様なリサイクルルートの確保など	・小型家電製品回収を実施	継続
	・「資源回収方法のあり方」を検討	継続
	・小売店舗における資源物店頭回収状況を調査	継続
	・新聞販売店舗における古紙回収状況を調査	継続
	・処理規格外の剪定枝のリサイクルルートを確保	継続
	・シュレッダー紙のリサイクルルートを検討★	推進
	・難再生古紙の資源化について検討★	推進
	・集団回収の推進	推進

★：これまでの取り組みに加えて実施する、あるいは特に力を入れて実施する取り組み

(2) 事業系ごみのリサイクルの推進

事業者に対する許可業者との契約と併せて、事業系ごみの分別の徹底を指導します。

事業系ごみに対する搬入時の監視を強化し、ごみが適正に分別されていない場合には搬入を拒否するとともに、持ち込みを行った業者に指導を徹底します。

① 分別徹底による資源化推進に向けた誘導

事業系ごみには多量の紙類（OA 用紙等）が排出されていると考えられるため、事業系古紙の資源化に向けて事業者への啓発活動を行うほか、古紙回収業者の紹介等を行います。

ごみ処理施設に搬入された「燃やせるごみ」に OA 用紙など、事業系の古紙が多量に混入している場合には、分別の徹底を指導します。

② リサイクルルートの確保

業界団体や商工団体等の事業者間の連携・協力を推進し、事業所から排出される資源物のリサイクルルートを確保します。特に排出量が多い食品廃棄物のリサイクルルートの確保・利用促進を図ります。

事業及び取り組み内容		今後の方針
①分別徹底による資源化推進に向けた誘導	・ホームページ、広報等による啓発	継続
	・資源ごみ（紙類、生ごみ）の分別の徹底を指導★	推進
②リサイクルルートの確保	・事業系資源ごみの受け入れ先の確保、紹介★	推進
	・食品廃棄物のリサイクルルートの確保、利用促進★	推進
	・リサイクルルートの確保に向けて調査・研究を実施	継続
	・処理規格外の剪定枝のリサイクルルートを確保	継続

★：これまでの取り組みに加えて実施する、あるいは特に力を入れて実施する取り組み

施策3 生ごみや剪定枝等の減量化・資源化

(1) 生ごみの減量化・資源化の推進

家庭系ごみの多くを占める生ごみの処理に多大なエネルギーとコストを要していることがごみ処理事業全体の課題となっており、生ごみの減量化・資源化の推進が必要です。

① 生ごみ減量化・資源化の展開

生ごみの減量化・資源化に向けて、以下に示す取り組みを推進します。

ア．生ごみの減容化・資源化モデル事業を継続します。

イ．食品を必要以上に買い込まない、賞味期限切れの食品の廃棄を無くす、食べ残しをしない等の取り組みにより生ごみを出さないよう意識啓発を推進し

ます。また、購入した食材をエコクッキングするなど、食品残渣を最小限にするよう推進します。

ウ．家庭で生じた生ごみについて、生ごみの水切りをしてから出すことや、段ボールコンポストによる堆肥化等を実施することで、ごみの減量化やごみとして出さないことを目指します。

エ．家庭における生ごみ堆肥化の支援や生ごみ堆肥を使用した家庭菜園講座の開催を実施します。

オ．生ごみを使って、動物の飼料にすることが可能か否かの検討を含め、生ごみの多様な利用を検討します。

② 事業系の生ごみの資源化の推進

飲食店やスーパーマーケット等から排出される事業系ごみには、厨芥類や残飯などの生ごみが多く含まれています。事業所から排出される生ごみは、家庭から排出される生ごみと比較して、排出量が多いこと、一定の量が恒常的に排出されること、生ごみの成分が安定していること等の理由により、資源化しやすいことが特徴です。このため、排出事業者や業界団体等との連携・協働により、事業系生ごみのリサイクルシステムの構築を図ります。

	事業及び取り組み内容	今後の方針
①生ごみ減量化・全量資源化の展開	・生ごみの減容化・資源化モデル事業を継続	継続
	・家庭用生ごみ処理容器等購入費補助制度を見直し	継続
	・生ごみの水切り、エコクッキングの普及★	推進
	・段ボールコンポストの普及★	推進
	・生ごみ堆肥を使用した家庭菜園講座を実施	継続
	・家庭における生ごみ堆肥化の支援(アドバイス、指導)★	推進
	・生ごみの多様な利用の検討★	推進
②事業系の生ごみの資源化の推進	・業務用生ごみ処理機購入費補助を継続	継続

★:これまでの取り組みに加えて実施する、あるいは特に力を入れて実施する取り組み

(2) 剪定枝の資源化の推進

「第4次宮代町総合計画」での将来都市像を『みどり輝くコンパクトシティ』とし、グリーンツーリズムの舞台として魅力ある空間を形成していくこととしています。また、緑の保全及び緑化推進のため「緑の基本計画」を策定しています。

緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を展開することに伴い剪定枝が排出されるため、これらの適正処理が必要です。

① 現行システムの拡大の検討

剪定枝を「ごみ」としてではなく、「資源」として有効活用することの推進が望まれます。久喜市の取り組みも踏まえて、できる限り多くの剪定枝が資源化できるように検討します。

事業及び取り組み内容		今後の方針
現行システムの拡大の検討	・処理規格外の剪定枝のリサイクルを継続するとともに、町民への周知を図る	継続

6. 環境への負荷を抑えた適正なごみ処理事業の推進のための施策

6-1. 収集・運搬計画

本計画では、以下の施策を展開することにより、今後も適正な収集・運搬体制を維持し、衛生的かつ快適な生活環境の確保に努めるものとします。

重点項目

施策4 環境負荷の少ない安全かつ効率的な収集・運搬

施策5 高齢化等の社会状況に対応した適正な収集・運搬

施策4 環境負荷の少ない安全かつ効率的な収集・運搬

(1) 収集・運搬システムの高度化

① 収集サービスの向上

住民サービスの観点から、よりきめ細かな対応を行えるよう、よりよい収集・運搬のあり方について今後も引き続き検討します。

ア. ごみ分別区分と出し方について、新たなごみ処理施設の整備などが行われるまでの当面は、久喜宮代清掃センターのごみの分別区分に基づく収集・運搬及び処理、処分の体制を継続します。サービスの向上や収集・運搬効率等の観点から適宜見直しを行います。また、新たなごみ処理施設が整備されるまでの間に調整、統一を図ることとします。

イ. 効率的なごみ収集による経費の節減に向けて、ごみ集積所の設置数や設置場所について適正化を図ります。

ウ. 久喜市の分別収集の取り組みとの整合を図ります。

② 収集作業時の安全確保

ごみの分別徹底やごみ出しマナーの向上などにより、危険物の混入防止を図り、収集作業時の安全確保に努めます。特にスプレー缶やライターなどの危険物による車両火災事故が発生しており、収集方法の見直しについて今後も引き続き検討します。また、収集作業員への安全指導を実施します。

分別区分については、組合で処理を行う期間については、本町、久喜市、組合

で定めた分別区分、収集頻度等を遵守します。組合解散後は、ごみ処理を事務委託する久喜市の処理計画を考慮し、分別区分、収集頻度等を定めます。

事業及び取り組み内容		今後の方針
①収集サービスの向上	・久喜市の分別収集の取り組みと整合	継続
②収集作業時の安全確保	・収集作業員への安全指導を実施	継続
	・委託業者連絡会議を開催し、安全指導を実施	継続
	・久喜市との分別区分の整合★	推進

★：これまでの取り組みに加えて実施する、あるいは特に力を入れて実施する取り組み

(2) 指導の充実

① ごみ出しルールの指導の徹底

ごみ出しルールの徹底のため、広報紙やチラシ、ホームページ等を活用して住民に対する PR や意識啓発を行います。

ごみ出しルールを守らない地域や住居に対しては、直接指導を行います。

ごみ出しルールを守りにくいアパートなどの集合住宅対策として、その所有者（家主）や管理者である不動産業者に対し、居住者への指導を徹底する等の協力を強化します。また、廃棄物減量等推進員との連携・協力のもと、集合住宅居住者のごみ出しルール向上に向けた PR 活動等を展開します。

② 集積所の適正な管理の促進

ごみ処理に関して、各家庭と清掃行政の接点となる集積所については、美観や衛生等の環境保全のため、住民に対して集積所の管理の指導及び廃棄物減量等推進員との連携・協力による管理体制の強化を図ります。

集積所からの資源物の持ち去りについては、状況を正しく把握するため、地域住民や委託収集業者と被害状況の情報交換を行うとともに、警察との連携・協力により、引き続き対策を強化していきます。

また、清潔できちんと管理されている集積所には表彰制度や認定制度などにより、集積所の管理・運営の向上の実施を検討します。

事業及び取り組み内容		今後の方針
①ごみ出しルールの指導の徹底	・ホームページ、広報等による啓発	継続
	・未分別排出者への直接指導の実施	継続
②集積所の適正な管理の促進	・廃棄物減量等推進員業務報告により集積所状況を把握	継続
	・資源物の持去り対策を強化（GPS調査の実施等）	継続
	・「ごみを減らしてきれいな街づくり表彰制度」を継続	継続
	・「ごみ集積所環境整備補助金制度」を継続	継続
	・「ごみ集積所」の優良認定制度の創設	推進

施策5 高齢化等の社会状況に対応した適正な収集・運搬

(1) 超高齢社会への対応

① 高齢者などを対象とした収集体制の見直し

本町では、「戸別収集（ふれあい収集）」を実施しています。この場合は、対象者の自宅の門前または玄関前より収集していますが、超高齢社会に向けて、ごみ出しや収集のあり方などについて検討します。

また、在宅医療廃棄物や使用済み紙おむつへの対処について、医療機関や収集運搬業者との連携・協力を進めながら検討します。

② 全戸を対象とした戸別収集の導入の検討

高齢化の進行や要介護者の増加などに対応するため、全戸を対象とした戸別収集などの新たな収集方法について検討します。なお、導入の検討に際しては、排出や収集方法などの実証を行うモデル地区の設定を行い、検証を行います。

事業及び取り組み内容		今後の方針
① 高齢者などを対象とした収集体制の見直し	・自力での集積所へのごみ出し困難者を対象とした戸別収集(ふれあい収集)を実施	継続
	・紙おむつの指定袋以外の透明袋での収集を継続	継続
② 全戸を対象とした戸別収集の導入の検討	・戸別収集について、他市町の成果を調査・研究★	推進

★:これまでの取り組みに加えて実施する、あるいは特に力を入れて実施する取り組み

(2) 清掃行政のイメージアップ

① 収集作業時のイメージアップ

ごみの収集・運搬は、ごみの排出から中間処理を経て、最終処分に至るまでの一連のごみ処理の過程において、住民と清掃行政が接する場でもあるため、今後も安全や衛生に配慮して効率的に実施することや、キャラクターが入っている収集車両の使用によって、清掃行政全体のイメージアップを図ります。

委託収集業者に対しては、収集作業時の安全や衛生への配慮に加え、騒音や悪臭など生活環境への影響を及ぼさないよう努めるなど、適正な指導を行います。

② 環境へ配慮した収集・運搬の実施

確実な収集・運搬を維持しながら、ごみ量やごみ質などの予測を踏まえ、温室効果ガスの排出をより低減する収集運搬体制の最適化を目指すため、ごみ収集・運搬車両に環境負荷の少ない低公害車の導入、また廃食用油から生成した軽油代替燃料の利用等について検討します。また、新しい処理施設稼働後、久喜市へのごみ処理事業の事務委託を見据えた体制整備を推進します。

	事業及び取り組み内容	今後の方針
①収集作業時のイメージアップ	・収集車両へのドライブレコーダーの設置を推進	推進
	・キャラクターが入っている収集車両の使用★	継続
②環境へ配慮した収集・運搬の実施	・収集作業員へ、作業時における安全や衛生への配慮について指導を継続	継続
	・委託業者連絡会議を開催し、作業時における安全や衛生への配慮について指導を継続	継続
	・久喜市へのごみ処理事業の事務委託を見据えた体制整備を推進★	推進

★：これまでの取り組みに加えて実施する、あるいは特に力を入れて実施する取り組み

6－2. 処理・処分計画

ごみの中間処理については、新たなごみ処理施設の整備までの当面は現行施設を継続して使用することになります。組合、久喜市と連携し、安全かつ安定したごみの中間処理を今後も継続します。

重点項目

施策6 安全かつ適正な中間処理の維持

施策7 最終処分量の削減と安定した最終処分の継続

施策6 安全かつ適正な中間処理の維持

(1) ごみ処理施設の適正な維持管理

① 既存施設の維持管理

組合が所管する久喜宮代清掃センターについては、計画的な予防保全に努め、新たなごみ処理施設の稼働まで延命化を図ります。

② 安定したごみ処理体制の継続

久喜市の新たなごみ処理施設が稼働してからも、久喜市と連携し、安定したごみ処理体制の維持に努めます。

	事業及び取り組み内容	今後の方針
安定したごみ処理体制の維持	・久喜市、組合と連携し、安定したごみ処理体制を維持	推進

(2) 資源化量の増加と最終処分量の低減

① 焼却灰・集じん灰の適正な処理

最終処分量の削減と資源化量の増加に向けて、焼却残渣（焼却灰・ばいじん）の資源化を継続します。併せて、セメント原料や、人工砂、路盤材以外の有効活用の方法について今後も引き続き検討します。

現在、回収したリサイクル資源や中間処理後の残渣物の資源化は民間業者に委託していますが、今後も優れたリサイクル技術を有する業者との連携の強化や効率的な処理体制の継続に努め、経済性・効率性等に配慮した資源化を推進します。

	事業及び取り組み内容	今後の方針
焼却灰・集じん灰の適正な処理	・再資源化（セメント原料化、人工砂化及び人工骨材化）を推進★	推進

★：これまでの取り組みに加えて実施する、あるいは特に力を入れて実施する取り組み

施策7 最終処分量の削減と安定した最終処分の継続

(1) 最終処分量の削減

本町は最終処分場を保有していないため、管外の最終処分場で埋立処分を行っています。

今後ごみの減量化・資源化、適正な中間処理の実施などにより、最終処分量を削減し、環境負荷の抑制とごみ処理に係る経費（埋立処分の委託経費）の軽減に努め、最終処分量がゼロの町を目指します。

事業及び取り組み内容		今後の方針
最終処分量の削減	・再資源化(セメント原料化、人工砂化及び人工骨材化)を推進★	継続

★:これまでの取り組みに加えて実施する、あるいは特に力を入れて実施する取り組み

(2) 最終処分先の確保

資源化の推進及び最終処分量の削減のため、焼却残渣をセメント原料等として資源化しています。本町の最終処分率は全国や埼玉県と比較して低い水準を維持しています。

しかし、資源化できない焼却残渣については管外の最終処分場で埋立処分を行っているため、今後も一層の最終処分量の削減とともに、自区内処分の可能性について調査・研究します。

また、最終処分の受入先については、2 事業者以上を確保することでリスクを分散することとします。

事業及び取り組み内容		今後の方針
最終処分先の確保	・県営処分場及び民間処分場を確保	継続
	・自区内処分の可能性について調査・研究★	推進

★:これまでの取り組みに加えて実施する、あるいは特に力を入れて実施する取り組み

6-3. その他の計画等

(1) 災害廃棄物の処理計画

災害時には一度に多量の廃棄物が発生するため、周辺市町、県、国との連携による広域支援体制を確保します。また、他の地域において災害が発生した場合に速やかな支援が行えるような体制を整えます。

大規模な地震の発生後数ヶ月程度は、ごみの仮置き、一時保管場所の確保が必要となるため、公共用地を活用して仮置場の確保を図ります。

また、災害廃棄物処理計画の策定に向けて調査・研究を推進していきます。

事業及び取り組み内容		今後の方針
災害廃棄物処理計画	災害廃棄物処理計画の策定に向けて調査・研究★	推進

★:これまでの取り組みに加えて実施する、あるいは特に力を入れて実施する取り組み

(2) 条例の制定

組合解散後のごみ処理のあり方を見据え、新たに条例を制定します。

事業及び取り組み内容		今後の方針
条例の制定	一部事務組合の解消に伴い、ごみ処理に係る条例を新たに制定★	推進

★:これまでの取り組みに加えて実施する、あるいは特に力を入れて実施する取り組み

6-4. その他の取り組み

(1) ごみ屋敷対策

ごみ屋敷をめぐるトラブルが近年、全国各地で発生し、周辺住民や自治体などを巻き込んで社会問題化しています。生活意欲や判断能力の低下、心身の状況等により、家の中に大量の物品を溜め込んでしまう場合があります。今後ごみ屋敷に対応するための対策を検討します。

事業及び取り組み内容		今後の方針
ごみ屋敷対策	ごみ屋敷に対応する対策を検討★	推進

★:これまでの取り組みに加えて実施する、あるいは特に力を入れて実施する取り組み

(2) 若い世帯、子育て世帯への支援推進

若い世帯、子育て世帯への支援を図るための先進事例について調査研究します。

例1 子供服、絵本の回収、リユース

例2 子育てグッズ、子供用スポーツグッズの回収、リユース

例3 紙おむつの回収に対する手数料の減免、回収袋の配布

例4 乳幼児を対象として指定ごみ袋を無償配布

事業及び取り組み内容		今後の方針
若い世帯、子育て世帯への支援推進	若い世帯、子育て世帯への支援を検討★	推進

★:これまでの取り組みに加えて実施する、あるいは特に力を入れて実施する取り組み

7. 計画のスケジュール

1. ごみの減量化と資源化の推進

項 目		計 画 期 間		
		平成29～33年度	平成34～38年度	平成39～44年度
施策1 ごみを出さないライフスタイルの普及				
1) ごみの減量化に向けた意識の向上		実施	検証・見直し	検証・見直し
2) 家庭系ごみの減量化に向けた情報提供	① 情報提供のあり方の工夫	実施	検証・見直し	検証・見直し
	② 効果的な情報提供	実施	検証・見直し	検証・見直し
3) 環境教育、意識啓発の推進	① 環境教育の充実	実施	検証・見直し	検証・見直し
	② 意識啓発の推進	実施	検証・見直し	検証・見直し
4) リデュース、リユースの活発化	① リデュースの活発化	実施	検証・見直し	検証・見直し
	② リユースの活発化	実施、継続検討	検証・見直し	検証・見直し
5) 事業系ごみの減量化に向けた取り組みの推進	① 排出事業者への指導強化	実施	検証・見直し	検証・見直し
	② 排出事業者への動機づけ	実施、継続検討	検証・見直し	検証・見直し
6) ごみ処理に係る費用負担の公平化	① 家庭系ごみ処理の有料化の検討	計画期間を通じて検討→必要と認められた時点で有料化導入		
	② 事業系ごみ処理手数料の見直しの検討	計画期間を通じて検討→必要と認められた時点で手数料見直し		
施策2 資源物の分別徹底				
1) 家庭系ごみのリサイクルの推進	① 資源物の分別の徹底	実施	検証・見直し	検証・見直し
	② 多様なリサイクルルート確保など	計画期間を通じて各種の検討→有効と認められたものを導入		
2) 事業系ごみのリサイクルの推進	① 分別徹底による資源化推進に向けた誘導	実施	検証・見直し	検証・見直し
	② リサイクルルート確保	計画期間を通じて各種の検討→有効と認められたものを導入		
施策3 生ごみや剪定枝等の減量化・資源化				
1) 生ごみの減量化・資源化の推進	① 生ごみ減量化・全量堆肥化の展開	計画期間を通じて各種の検討		
	② 事業系の生ごみの資源化の推進	計画期間を通じて各種の検討→有効と認められたものを導入		
2) 剪定枝の資源化の推進	① 現行システムの拡大の検討	計画期間を通じて各種の検討→有効と認められたものを導入		

2. 環境への負荷を抑えた適正なごみ処理事業の推進

項 目		計 画 期 間		
		平成29～33年度	平成34～38年度	平成39～44年度
施策4 環境負荷の少ない安全かつ効率的な収集・運搬				
1) 収集・運搬システムの高度化	① 収集サービスの向上	実施、継続検討	検証・見直し	検証・見直し
	② 収集作業時の安全確保	実施、継続検討	検証・見直し	検証・見直し
2) 指導の充実	① ごみ出しルールの指導の徹底	実施	検証・見直し	検証・見直し
	② 集積所の適正な管理の促進	実施、継続検討	検証・見直し	検証・見直し
施策5 高齢化等の社会状況に対応した適正な収集・運搬				
1) 超高齢化社会への対応	① 高齢者などを対象とした収集体制の見直し	計画期間を通じて各種の検討→有効と認められたものを導入		
	② 全戸を対象とした戸別収集の導入の検討	計画期間を通じて各種の検討→有効と認められた時点で導入		
2) 清掃行政のイメージアップ	① 収集作業時のイメージアップ	実施	検証・見直し	検証・見直し
	② 環境へ配慮した収集・運搬の実施	実施、継続検討	検証・見直し	検証・見直し
施策6 安全かつ適正な中間処理の維持				
1) ごみ処理施設の適正な維持管理	① 安定したごみ処理体制の維持	実施、継続検討	検証・見直し	検証・見直し
2) 資源化量の増加と最終処分量の低減	① 焼却灰・集じん灰の適正な処理	実施、継続検討	検証・見直し	検証・見直し
施策7 最終処分量の削減と安定した最終処分の継続				
1) 最終処分量の削減		実施	検証・見直し	検証・見直し
2) 最終処分先の確保		実施、継続検討	検証・見直し	検証・見直し
その他の計画等				
1) 災害廃棄物の処理計画		検討	検証・見直し	検証・見直し
2) 条例の改正		検討	検証・見直し	検証・見直し
その他の取り組み				
1) ごみ屋敷対策		検討	検証・見直し	検証・見直し
2) 若い世帯、子育て世帯への支援推進		検討	検証・見直し	検証・見直し

8. 計画の推進と進行管理

8-1. 計画の推進体制

本計画では、基本理念を実現するため、ごみの減量を推進することを第一とし、排出されたごみはできるだけリサイクルに回すことで環境負荷の少ない処理を行うことを廃棄物行政の基本としています。

基本理念の実現に向けて本計画で提案する施策は、住民・事業者・行政のパートナーシップにより、公平な分担と連携のもとで効率的かつ効果的に推進するものとします。

(1) 久喜市、組合、県、関係機関等との連携

ごみ処理事業の円滑な実施に向けて久喜市、組合との連携に努めます。

また、本計画に基づく施策を推進していく上で、県、隣接市町、関係機関などに対して協力や要請を求める場合が想定されるため、今後もこれらとの連携・協力体制の強化に努めます。

(2) 住民・事業者等との連携

本計画の基本理念の実現を目指して、住民・事業者等との連携・協力のための体制づくりに努めます。

具体的には、住民や事業者のごみ行政への理解と協力のもとで、ごみの分別徹底等による減量化・資源化を推進することにより、ごみの適正処理を継続していきます。また、住民や事業者との協働による取り組みを展開することにより、地域における資源循環と循環資源の有効利用を推進していきます。

このとき、住民・事業者・行政の三者がごみの排出や処理の現状・問題点を認識するとともに、本計画の基本理念や基本方針、目標などを共有し、交流やコミュニケーション、情報交換等を推進することで相互理解や情報の共有を進め、互いに連携・協力を図りながら、それぞれの役割と責務を果たすものとします。

中でも、ごみを排出する住民や事業者にごみ処理に要する経費を正しく認識してもらうことは、ごみの減量化・資源化への意識の向上に繋がるため、施設見学会や説明会等を通じて、ごみ処理に伴い多くの経費を要すること、ごみの分別徹底によるごみの減量化・資源化の推進はごみ処理経費の削減に直結していることなどを伝え、正しい情報を共有していくことで、本計画の施策を展開していきます。

8－2．計画の進行管理

本計画を推進するためには、施策の進捗状況や達成状況等を点検・評価する仕組みが必要です。

本計画は、進捗状況や達成状況等を定期的に点検・評価を行うことにより、本町におけるごみ処理の継続的な改善を図ります。

計画の進捗状況は、ISO14001 の環境マネジメントシステムの考え方に基づく「PDCA サイクル」を用いて把握します。この方法は、①策定 (Plan)、②実行 (Do)、③点検・評価 (Check)、④見直し (Action) という手順を繰り返し行っていくことにより、その時点における計画の進捗状況や施策の実施状況の把握、課題の抽出などを行うものです。

このサイクルによる計画の点検・評価は、年度毎に実施することを基本とし、計画の実施状況や見直し内容などについては、年度毎に広報やホームページを通じて広く住民や事業者に公表します。また、それに対する意見や提案を今後の施策に反映させます。



図 4-8-1 PDCA サイクルに基づく計画の進行管理

用語説明

【あ行】

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のことで「ごみ」と「し尿」に分類されます。

「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」に分類されます。

温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出することで地球温暖化に影響を及ぼすもの。

京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして排出削減対象として指定されています。

【か行】

家電リサイクル法

エアコン、テレビ、洗濯機、冷蔵庫及び冷凍庫について、小売業者に消費者からの引き取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けた法律。

環境負荷

人が環境に与える負担のことであり、環境基本法では、「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上支障の原因となるおそれのあるもの」と定義されています。単独では環境への悪影響を及ぼさなくとも、集積することで悪影響を及ぼすものを含みます。

環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、個々の部門が計画（Plan）を立てて実行（Do）し、点検評価（Check）、見直し（Act）を行う仕組み（PDCA サイクル）のことをいいます。これらを繰り返し行い、目標の達成を目指します。

グリーン購入法

国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目的とする法律。

なお、製品やサービスを購入する際に、その

必要性を十分に考慮し、購入が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入することを「グリーン購入」といいます。

戸別収集

ごみ排出者の自宅まで出向いてごみの収集を行う方法。

【さ行】

災害廃棄物

地震や津波、洪水などの災害に伴って発生する廃棄物のことです。倒壊・破損した建物などがれきや木くず、コンクリート、金属くずなど様々なものより成り、その処理責任は発生した市町村にあります。

最終処分場

資源化または再利用されなかった廃棄物の最終処分は埋立処分が原則とされており、埋立処分を行う施設を「最終処分場」といいます。

再使用（リユース）

いったん使用された製品や部品、容器等を再使用すること。

再生利用（リサイクル）

廃棄物等を原材料として再利用すること。再生利用のうち、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル、焼却して熱エネルギーを回収することをサーマルリサイクルといいます。

サーマルリサイクルとしては、廃棄物発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用している例があります。リユース、マテリアルリサイクルを繰り返した後でも熱回収は可能であることから、循環型社会形成推進基本法では、原則としてリユース、マテリアルリサイクルが熱回収に優先することとしています。

在宅医療廃棄物

在宅医療に関わる医療処置に伴い、家庭から排出される廃棄物。

自家処理

生ごみを堆肥にするなど、ごみを家庭で自ら処理すること。

資源物

再使用または再生利用できる廃棄物のことです。本町では、紙類、びん・缶類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、衣服・布などがこれにあたります。

集団回収

町内会や市民団体などが自ら行う資源物の回収のこと。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律。

循環資源

循環型社会形成推進基本法では、廃棄物等のうち有用なものとして定義されています。

3R（スリーアール）

リデュース（ごみを減らすこと）、リユース（使えるものは繰り返し使うこと）、リサイクル（ごみを資源として再び利用すること）の頭文字のRをとって3Rと総称します。

【た行】

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDDs）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）、及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称のことです。通常、環境中に極微量に存在する有害な物質です。

人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、平成12（2000）年1月「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、廃棄物焼却炉などからの排出抑制が行われています。

中間処理

収集した可燃ごみの焼却、不燃ごみの破碎、資源物の選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。

【は行】

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。主な活用方法としては、堆肥化、飼料化、燃料化の他、燃焼して発電を行うなどがあります。

廃棄物処理法

廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目

的とした法律。

拡大排出者責任

廃棄物等を排出する者が、その適正なリサイクル等の処理に関する責任を負うべきとの考え方。

発生抑制（リデュース）

廃棄物の発生自体を抑制することで、リユース、リサイクルに優先される取り組みです。

不法投棄

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定めた処分場以外に廃棄物を投棄することです。

分別収集

廃棄物の中間処理や最終処分を容易にするために、その材質ごとに廃棄物を分類し、それを収集することです。

【や行】

容器包装リサイクル法

一般廃棄物の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭系ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めた法律。

【ら行】

レアメタル

資源として存在量が少ない、もしくは採掘が難しいなどの理由で産出量が少ない希少金属の総称です。プラチナ、コバルト、ニッケルなど31種類がレアメタルとして定義されており、パソコンや携帯電話など身近な機器の中に使用されています。

【ABC】

HDM システム

株式会社 EM 研究所が開発した、微生物を利用した生ごみ減容化処理システム。HDM とは「High Decreasing Microbe-bionic」の略で「微生物による高度減容化」の意味。

放線菌、糸状菌、油分解菌、リグニン分解菌などの微生物を多く含む木片チップの菌床を用意し、そこに生ごみをよく混ぜ込むと、微生物の作用によって発酵分解が進み、短期間のうちに生ごみの98～99%が分解されます。また、発酵が終わった菌床をふりにかけると、良質のコンポストを得られます。

ISO

ISO の規格に法的強制力はありませんが、最近では事実上の統一規格となっていて、特に

欧州諸国では輸入品に対して ISO 規格を求めることが多くなっています。

ISO14001

ISO とは国際標準化機構（International Organization for Standardization）の略称であり、本機構は、物やサービスの流通を促進す

るため、工業製品や単位等の国際的標準規格を作っています。

ISO14001 とは、本機構が定めた地球環境の保全に関する環境マネジメントシステムの国際規格です。

